

新市の将来像

人・自然・産業が調和した

ふれあい共生都市

～ にぎわいと交流のまちづくりを目指して ～

新市建設計画

誰もが生涯

住みたいまち

にぎわいと

活力のあるまち

市民と行政が
協働するまち

春日部市・庄和町合併協議会

平成27年12月変更 春日部市

【 目 次 】

はじめに	1
第1章 序 論	
1 合併の必要性	4
2 合併の目的	1 2
3 合併の効果	1 2
第2章 計画の策定方針	
1 計画の趣旨	1 6
2 計画の構成	1 6
3 計画の期間	1 6
4 計画策定の基本方針	1 6
第3章 新市の概況	
1 新市の概況	1 8
2 合併に関する住民意向調査の集計結果	2 3
3 新市まちづくり住民会議における検討	2 4
4 国・県の計画における新市の位置づけ	2 5
5 春日部市と庄和町の総合振興計画の概要	2 6
第4章 主要指標の見通し	
1 人口と世帯	2 8
2 年齢別構成	2 9
3 就業人口	3 0
第5章 新市建設の基本方針	
1 新市建設の基本的な考え方	3 2
2 新市の将来像	3 3
3 新市建設の基本目標	3 4
4 土地利用の方針	3 5
5 地域別整備の方針	3 7
第6章 新市の主要事業	
1 分野別の施策事業	4 0
2 合併プロジェクト	6 8

第7章 県事業の推進

- 1 県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 8
- 2 県が主体となって進める施策・事業・・・・・・・・・・ 7 8
- 3 県とともに国に働きかける施策・事業・・・・・・・・・・ 7 9

第8章 公共施設の適正配置

- 公共施設の適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 2

第9章 財政計画

- 1 財政計画の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 4
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 4
- 3 前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 4
- 4 全体の傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 5
- 5 合併による財政効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 7

- 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 2

は じ め に

1 地方分権型の地域経営への変革

地域社会は、長引く景気の低迷に加え、確実に進展する少子・高齢化、広域的な対策が求められている環境問題、現代の産業革命と評価され高速かつ常時接続を可能にするブロードバンド※方式による情報化の進展などにより、急激に変革しています。

このような変革の時代にあって、地方自治体においては、地域が競い合い個性を生かした独自の発展を目指して、国の施策と財源に依存した均衡と画一の自治体経営から、「地域のことは地域が決定し責任をとる」という自己決定・自己責任による地方分権※型の地域経営へと変革していかなければなりません。

2 行政能力の強化と市民・行政の協働

地方分権型の地域経営を推進するためには、一定の人口規模を確保することによって財政力を強化するとともに、市民参加による行政運営や職員の政策形成能力の向上など、財源・人材の両面から行政能力を強化していかなければなりません。

そのためには、行政だけではなく、市民自らがまちづくりに参加するという意識変革を図り、計画・実施・評価・見直しのすべての段階において、まちづくりに主体的に参加することによって、市民と行政の協働による真の市民自治の確立と市民ニーズを的確に捉えた特徴ある施策を展開し、厳しい地域間競争を勝ち抜いていける自立した都市として、魅力と活力を備えることが必要です。

3 合併を手段とした市民福祉の向上と市民自治の確立

これまで、春日部市と庄和町（以下「本地域」という。）は、それぞれの豊かな自然や歴史・文化を背景に、首都圏近郊という立地条件を生かして発展してきました。

また、早くから広域的な行政課題に対応するため、環境や警察などの分野で協力し、広域行政にも積極的に取り組んできました。

しかし、長引く景気の低迷による税収の伸び悩みなどにより、国や他の自治体と同様に厳しい財政状況に直面しています。

このような状況の中、本地域は、地方分権時代の個性輝く自立した地域経営や市民との協働を実現し、市民福祉の向上と市民自治の確立を図るため、合併を手段として行財政基盤を強化し、埼玉県をリードする地域の中核となる都市としてさらに発展していく必要があります。

本地域では、平成 16 年 11 月に「春日部市・庄和町合併協議会」を設置し、合併の必要性と目的、さらには新市の将来像、健全な財政のあり方について協議を重ねてきました。本地域においては、市民福祉のさらなる向上と市民自治の確立を目的とし、究極の行財政改革である合併を手段とした新しいまちづくりの体制整備を進めていきます。また、総合支所※方式の採用などにより、地域の実情に即したきめ細かな行政運営を図ります。

本計画は、このような認識のもとに、中核市※への移行という将来的な展望を持ちながら、新市の更なる発展を目指して、市民が主体的に活動し、人々が集まる魅力ある都市建設を実現するための取り組みを示しています。

また、新市建設計画は、新市のマスタープラン※であることから、合併後の新市のまちづくりを示した市民への公約として位置づけます。

第1章 序 論

(合併の必要性・目的・効果)

第1章 序 論

1 合併の必要性

(1) 本地域における必要性

①行政能力の強化

地方分権の時代は、「自己決定・自己責任」の原則のもと、自立する地域と地域が連携しつつ、お互いの魅力を競い合う「地域間連携と地域間競争」の時代でもあります。

このため、地方自治体は、実効性のある施策や事業を実施するために、高い企画力や戦略性がこれまで以上に求められています。

本地域においては、「埼玉県分権推進計画[※]」に基づき、他の市町村に先駆けて、「彩の国中核都市[※]」や「彩の国モデルタウン[※]」の指定を受け、市民サービスに直結した多くの権限の移譲を積極的に受けてきました。

地方分権は、まさに実行の段階にあることから、さらなる権限移譲のための行政能力の強化が必要となっています。

行政能力を強化していくためには、行財政改革を着実に推進するための方針の明確化や組織・機構の整備充実に加え、職員の意識改革などによる全庁的な取り組みが不可欠となっています。また、市民と行政との協働による行財政改革の推進は、より一層の効果が期待されています。

このようなことから、市民と行政の協働により、市民が政策立案段階から参画するとともに、計画・実施・評価・見直しまでの一連の流れを完結できる組織・機構の整備や、職員の能力の向上、専門職員の採用・養成などが不可欠となっています。

合併後の新市は、地域の中核となる都市を実現するため、合併を生かした行政能力の強化によって、より多くの権限移譲を受けるとともに、より広範な視点から多様化する市民ニーズに的確に対応し、高いサービスを提供できる体制を整えていく必要があります。

②財政基盤の強化

長引く景気の低迷による税収の伸び悩みや債務の増加により、国や地方自治体の財政状況は、大変厳しい状況にあります。

本地域においても、歳入が平成 10 年をピークにして減少に転じるとともに、自主的に使える地方税などの自主財源[※]に占める割合は、ピーク時の平成 2 年度の 52.6%に比較して、平成 15 年度には 42.8%と 9.8 ポイント減少しています。

一方、歳出では、人件費、扶助費[※]、公債費[※]などの義務的経費[※]は膨らみ、普通建設事業費[※]などの投資的経費[※]は減少しています。さらに、借入金である長期債務残高[※]は年々増加しているほか、積立金現在残高[※]は減少の一途をたどっています。

この結果、財政構造の健全性を示す経常収支比率[※]や公債費負担比率[※]などは年々悪化し、財政構造の硬直化[※]が懸念されています。

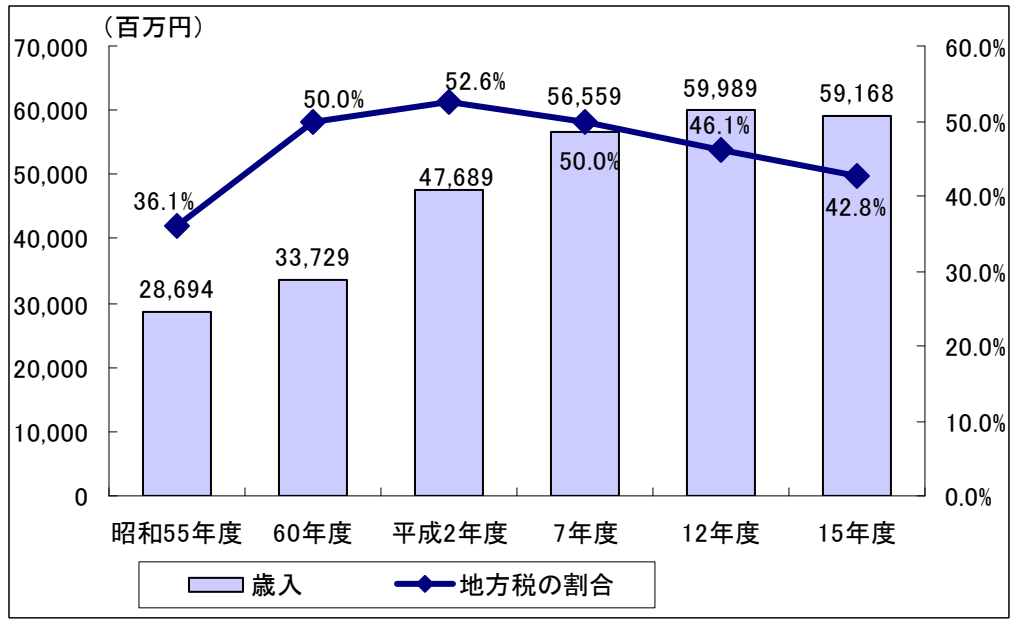
現在、国においては、財政の健全化に向けた地方交付税[※]制度や国庫補助金の見直しを進めており、自治体への地方交付税の総額においても、平成 16 年度においては前年度比 6.5%減となっており、4 年連続で減少し続けています。

従って、地方税などの自主財源が乏しい地方自治体においては、今後ますます財政状況が厳しさを増していくことが予想されます。このことは、歳入に占める地方税の割合が 4 割程度と低い本地域においても同様で、今後より一層厳しい財政運営が予想されます。

このようなことから、財政の硬直化による市民サービスの低下を招くことなく、サービス水準を維持し、さらに向上させていく必要があります。

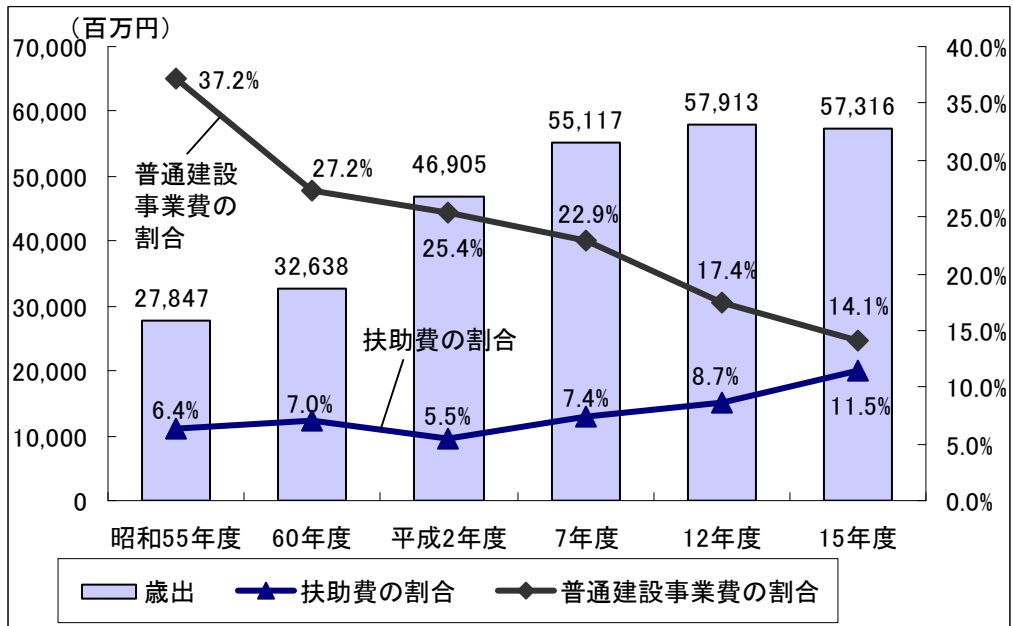
したがって、限られた財源の中で、より一層効率的な財政運営を行うため、産業の振興や人口の増加策などを通じ、自主財源比率の向上を図るとともに、適正な財政計画に基づき、長期債務残高を減少させるなど、地方公共団体の財政力を示す財政力指数[※]「1」を目指して、地方交付税に頼らない、財政的にも自立した都市の建設が必要となっています。

歳入総額と歳入に占める地方税の割合



（資料）地方財政状況調査（昭和 55 年度から平成 15 年度）

歳出総額と歳出に占める扶助費、普通建設事業費の割合



（資料）地方財政状況調査（昭和 55 年度から平成 15 年度）

③基幹産業の振興と新しい産業の創造

本地域においては、産業の活動指標の一つである製造品出荷額等をみると、平成3年をピークに減少傾向にあります。このことは、国際競争の激化、産業の空洞化^{*}など、地域産業を取り巻く環境が厳しさを増していることを示しています。

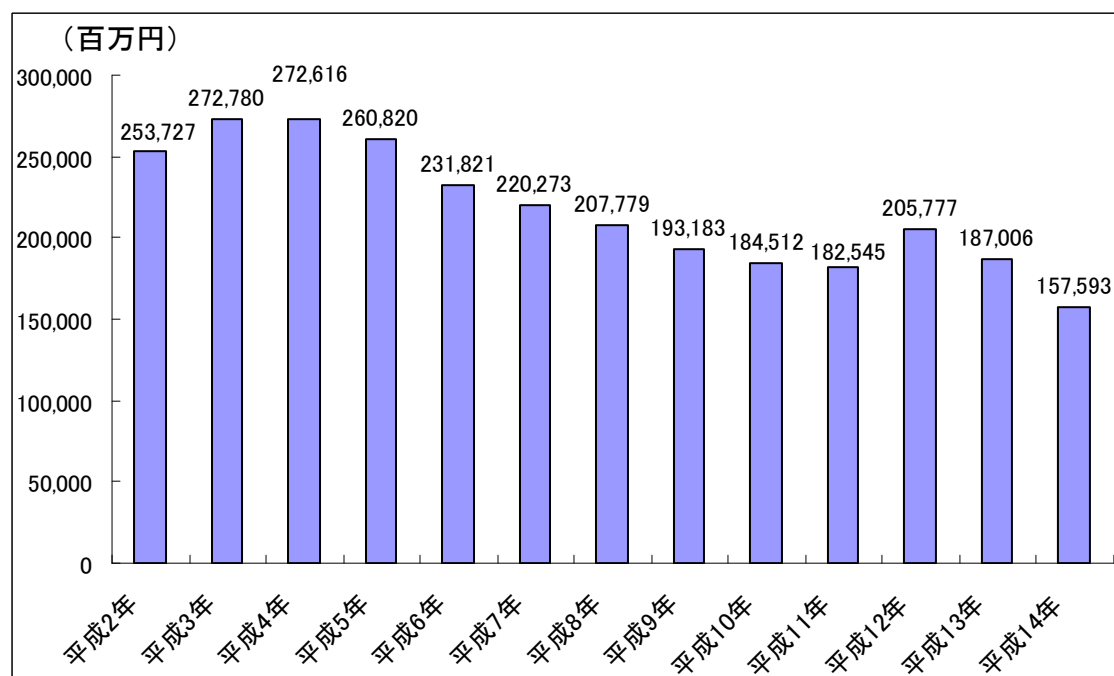
このような状況において、地域間競争を勝ち抜いていく強い産業を育成・創造していくためには、農業、工業、商業などの分野で、これまで蓄積してきたそれぞれのノウハウをさらに発展・成長させていくことが必要です。

また、市民が自らの技術や特技を登録し、情報を共有し、それを活用し合うことなどにより、豊富な人材や地域資源を生かした新しい産業を起こす仕組みづくりも重要となっています。

そのためには、より広域的な連携と協力のもとに、本地域に存在する交通体系、自然環境、そして本地域で活躍する人材などの様々な資源を最大限に活用するとともに、安全な道路や上下水道など、市民生活に欠かせない都市基盤の整備を進めることにより、業務、商業、文化、居住などの諸機能をバランスよく集積させることが必要です。

このことは、本地域が首都圏における業務・商業機能の拠点となり、財政的にも自立した業務核都市^{*}として、より一層発展していくことにつながります。

製造品出荷額等の推移



(資料) 工業統計調査 (平成2年から平成14年)

(2) 社会潮流から見た必要性

① 日常生活圏の広域化への対応

交通・情報通信手段の発達や市民の生活様式の変化に伴い、日常の生活圏は従来の行政区域を越えて広域化しています。本地域における通勤者の通勤圏をみると、自市町内はおおむね 33～38%程度にすぎず、それ以外は他の市区町村へ通勤しているのが現状です。自市町以外への通勤では、とりわけ、東京都が 21%～28%と高くなっていますが、庄和町においては、春日部市への通勤が第 1 位となっています。

このため、従来の行政区域を越えたより広域的な観点から、道路や公共施設、土地利用、福祉、教育などの様々な面で、住み良さとにぎわいを実感できるまちづくりを進め、より一層、利便性の高い環境整備をしていくことが求められています。また、今後においては、多様な市民ニーズに対応するため、より質の高い施設整備やサービス体制を広域的かつ効率的に推進していく必要があります。

他市（区）への通勤状況

(人)

市町村	従業者総数	自市町村内	他市町村への通勤流出					(別掲) 東京都
			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
春日部市			越谷市	岩槻市	中央区	千代田区	大宮市	
	102,601 100.0%	39,203 38.2%	6,498 6.3%	5,188 5.1%	4,639 4.5%	4,098 4.0%	3,445 3.4%	29,075 28.3%
庄和町			春日部市	野田市	越谷市	千代田区	大宮市	
	19,129 100.0%	6,449 33.7%	2,130 11.1%	837 4.4%	826 4.3%	601 3.1%	591 3.1%	4,117 21.5%

(資料) 国勢調査 (平成 12 年)

②少子化と高齢化の同時進行への対応

本地域は、東京近郊に位置する地理的な利点もあり、高度成長期から近年にかけて順調に人口が増加してきました。

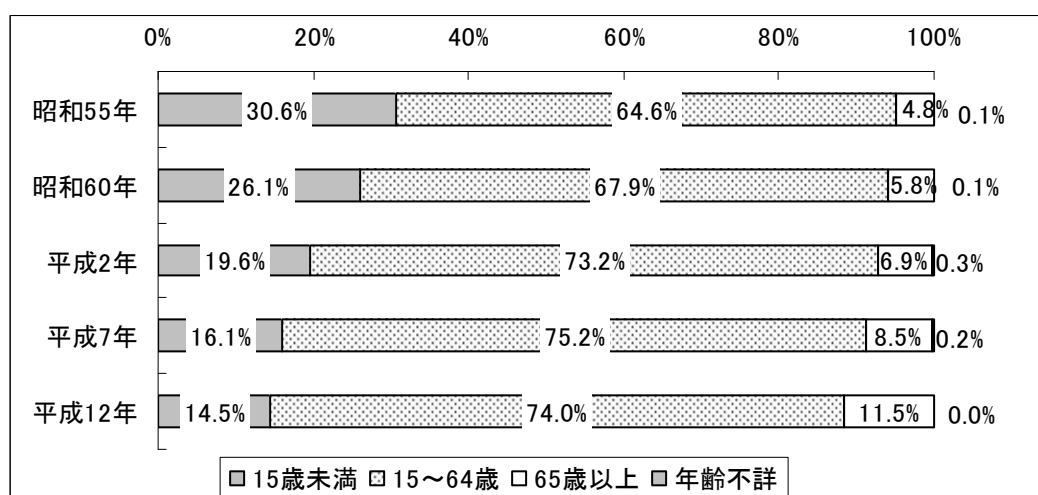
しかしながら、今後、全国的に人口の伸びの減少が見込まれる中で、これまで通りの人口の伸びを期待することは厳しい状況になっています。また、昭和 55 年には 30.6%だった 15 歳未満の割合は、平成 12 年には 14.5%と 16.1 ポイント減少している一方で、65 歳以上は 4.8%から 11.5%と 6.7 ポイント増加しています。

2004 年 7 月に公表された厚生労働省の「平成 15 年人口動態統計（概数）」によると、わが国の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子供の数）は 1.29 で、埼玉県においても 1.21 と過去最低を記録しています。また、総務省による全国の人口動態の調査結果においては、出生者数が過去最低となったほか、65 歳以上の老年人口の割合が 19.24%と過去最高となり、政府の予測を上回り、急速な少子高齢化が進んでいることを裏付ける結果となっています。

このように少子化と同時に高齢化が着実に進行していることから、特に保健・医療・福祉分野の需要は今後とも増大することが見込まれます。さらに、少子化が労働力人口の減少、社会保障負担や介護負担の増大などをもたらし、将来の社会経済全般に与える影響が懸念されています。

そのため、本地域が持続的に発展していくためには、合併による効果を最大限に生かして、各分野における行政水準をより一層向上させ、魅力あるまちづくりを進めることによって、若者世代を中心とした定住人口※や交流人口※を増加させ、自主財源を確保していく必要があります。

年齢別人口構成の推移



（資料）国勢調査（昭和 55 年から平成 12 年）

③社会環境の著しい変化への対応

地球規模の環境問題、国際化の進展、ブロードバンド方式による情報化社会への移行などによる社会環境の変化は著しいものがあり、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

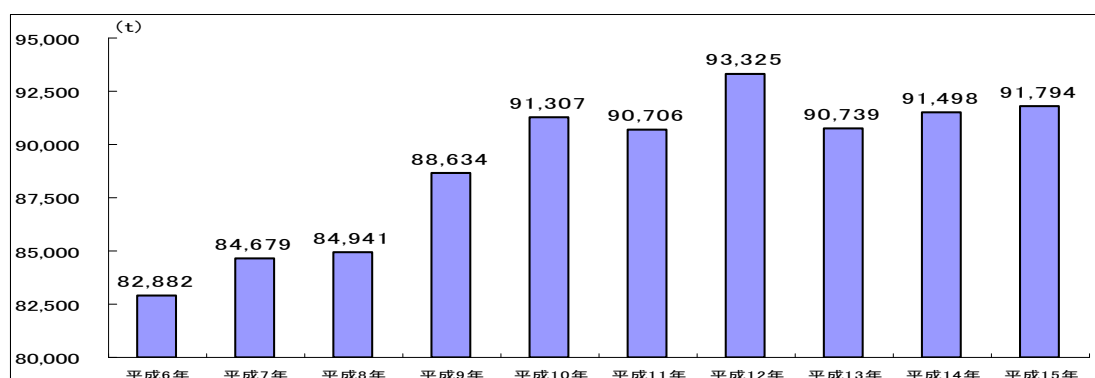
本地域においては、とりわけ環境問題を重視し、ごみ処理や環境保全などにおいて各市町が独自の施策を積極的に進めてきました。その成果の一つとして、平成12年をピークにごみの量は減少に転じています。ただし、現在の状況を維持するとともに、さらにごみの量を減らし、リサイクルなどを進めていくためには、市民の意識啓発や、市民・企業・行政の協働による取り組みをより一層徹底していかなければなりません。また、今後とも本地域の豊かな自然と美しい緑を保全し、後世に継承するための取り組みを充実・強化する必要があります。

国際化については、本地域の外国人登録者数が年々増加していることから、行政窓口の外国語対応を進めるなど、在住外国人の生活支援のために、国際化に対応した施策・事業の充実が必要となっています。

さらには、急速に進展する情報化に対応した取り組みも必要となっています。

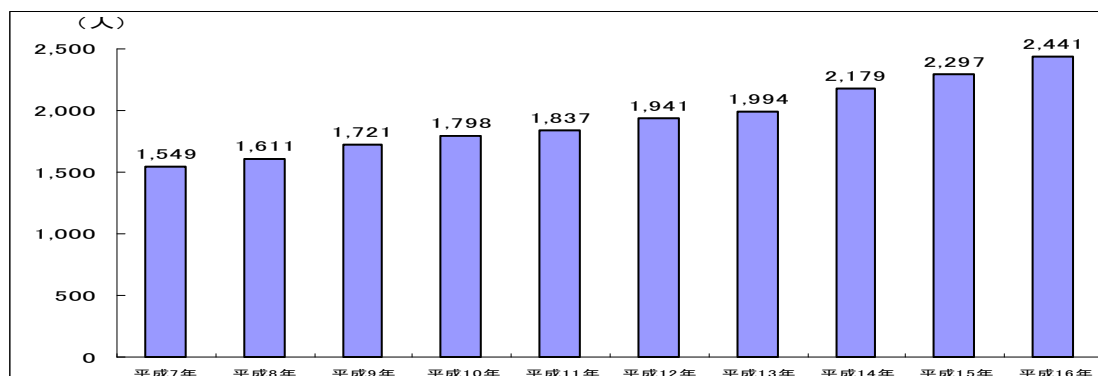
このような近年の社会環境の変化に伴う新たなニーズに的確に対応するためには、様々な分野において行政機能の高い専門性と企画力に加え、地域人材の広範な活用が求められています。

ゴミ総量の推移



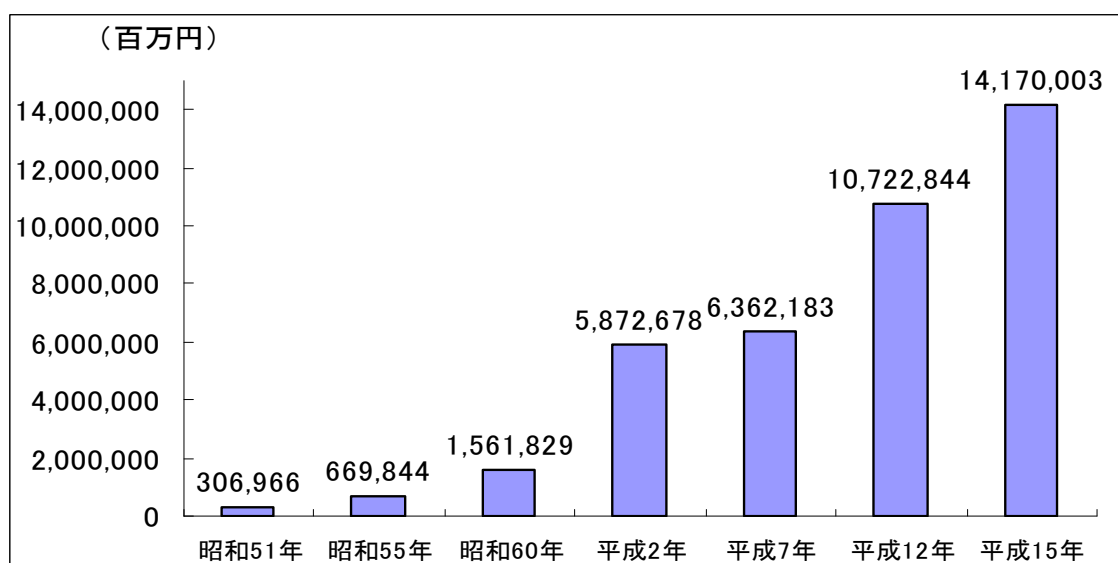
(資料) 各市町調べ (平成6年から平成15年)

外国人登録者数の推移

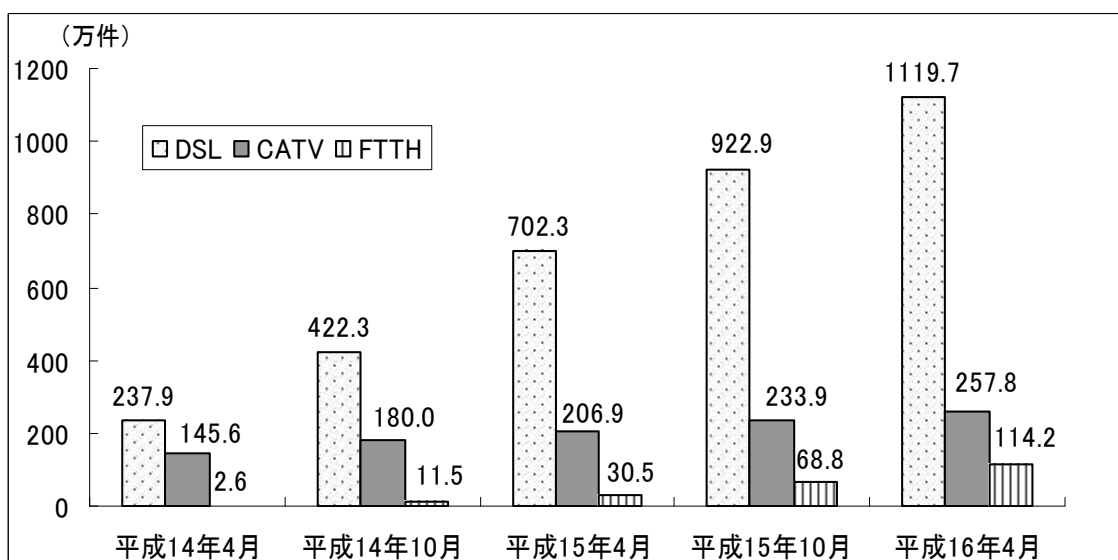


(資料) 各市町調べ (平成7年から平成16年)

情報サービス産業の年間売上高の推移（全国）



ブロードバンド加入数の推移（全国）



（資料）総務省調べ

注）DSL：Digital Subscriber Line の略で、電話で使っている銅線（メタルケーブル）を使用して高速デジタル通信を行う方法。なお、ADSL の“A”は、Asymmetric（非対称）という意味

注）CATV の加入者数には、一部ダイヤルアップ型接続によるものも含まれる。また、事業者が専用役務として回線を提供しているインターネット接続事業者の回線数を含む。

注）FTTH は、光ファイバを用いた一般家庭などへのインターネットアクセスサービスの開通済み回線数

2 合併の目的

本地域においては、**市民福祉のさらなる向上と市民自治の確立を目的として、究極の行財政改革である「合併」を手段とした新しいまちづくりの体制整備**を図ります。

そして、行財政改革の推進によって生み出した行財政力を新市建設の原動力として、市民が主体となって、市民と行政とのパートナーシップに基づく協働関係を築きます。また、市民自治を原点として、市民福祉の向上と高い都市格[※]を有する自立都市を実現します。

3 合併の効果

本地域では、合併を手段として行政運営の効率化や行財政力を強化することにより、市民生活や都市格の向上という効果が期待できます。

ただし、これらの効果は、合併により当然に獲得できるものではなく、これまで以上の行財政改革の推進に加え、市民・行政の協働によって、初めて実現できることを認識しなければなりません。

(1) 新市建設の原動力として期待される行財政上の効果

①行政の高度化・効率化

合併により、総務・企画などの管理部門の職員のほか、各種委員会や審議会の委員などを整理・統合することによって、経費を節減することができます。

また、類似施設の重複投資を避けることにより、地域拠点整備や市民サービスの向上のための重点的な投資を行うことができます。

このように、様々な面で経費の節減を図ることができるほか、環境部門や政策立案部門をはじめとする行政の各部門に対して、単独では設置が困難だった専任組織や職員の配置が可能になるなど、専門的で効率的な行政サービスを提供する体制を整備することができます。また、合併後の人事配置により、職員の意識改革や新たな交流が生まれ、職場の活性化を図ることができます。

また、本庁だけではなく、総合支所にも専門職員を適正配置することによって、より一層の行政サービスの高度化・効率化を図ることができます。

②財政力の向上

合併により、人件費の削減などによる財政運営の効率化や財政規模の拡大による経費の節減、弾力的な財政運営によって、財政基盤を強化できるほか、合併特例債[※]の活用による魅力ある都市基盤を整備することにより、定住人口や交流人口の増加を図ることが可能となります。

さらに、人口 24 万人の都市として、基幹産業や新たな産業の育成・支援を積極的に展開することにより、自主財源を確保し、地方交付税などの依存財源に頼らない自立した都市を実現することができます。

③都市格の向上

合併により、地域の中核となる都市として、相当規模の人口と面積を持つとともに、さまざまな資源を共有することができることから、都市格の向上とイメージアップにつながります。

また、都心から 35 km 圏に位置する本地域は、埼玉県東部の拠点となるとともに、首都圏における業務核都市として、さらには他地域との広域的な連携・交流の拠点として、その役割はますます大きくなることから、行財政基盤の強化に加え、快適性や文化性などの多様な要素が総合的に向上する高い都市格を実現することができます。なお、本地域の合併は、将来的な中核市への移行に向けた第一歩ともなるため、さらに高い都市格の実現に向けた取組みを推進していきます。

(2) 合併の最終目的である市民生活上の効果

①市民サービスの向上

合併による行財政運営の効率化を最大限に生かすことによって、少子化・高齢化などの社会環境の変化に対応した施策の充実や、市民サービス水準の向上と負担軽減を図るとともに、公平かつ適正な負担の調整を図ることができます。

また、各種の申請や届出に当たっては、本庁や総合支所の窓口だけでなく、インターネット等を活用したオンラインによる申請等のシステムの導入に努めることにより、これまで以上に市民の利便性を向上することができます。

さらに、総合支所方式を採用することにより、地域の特性に応じたきめ細かなサービス体制を向上させることができます。

②住み良さとにぎわいを実感できるまちづくりの実現

地域の個性を重視する地方分権の考え方は、地域資源の活用方法や施策における知恵と工夫において、自ずと地域間の競争を促進する働きを持っています。

そのため、地域間競争を勝ち抜き、定住人口や交流人口が増える、住み良さとにぎわいを実感できる、魅力あるまちづくりがより一層重要になっています。

本地域においては、合併により新市全体を一体的に捉えることにより、各種施設への重複投資を避けるとともに、従来の行政区域を越えて、広域的な道路網や新たなニーズに対応した施設整備、土地利用など、地域の特性を生かしたまちづくりを実現していくことが期待できます。

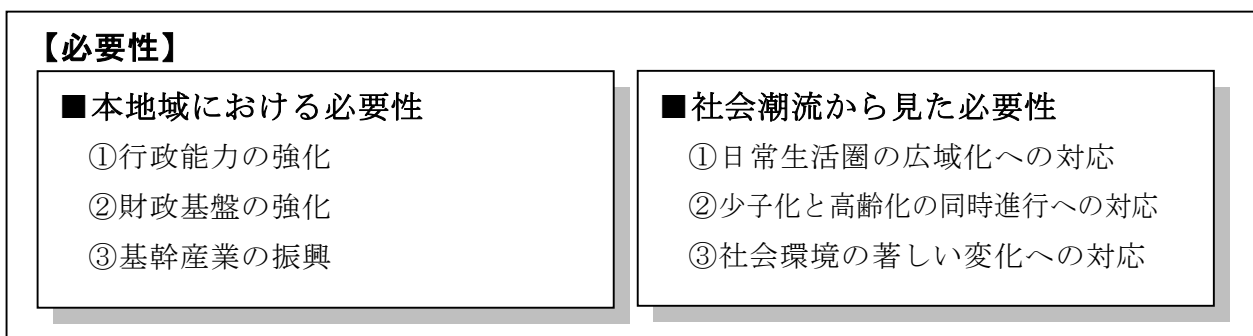
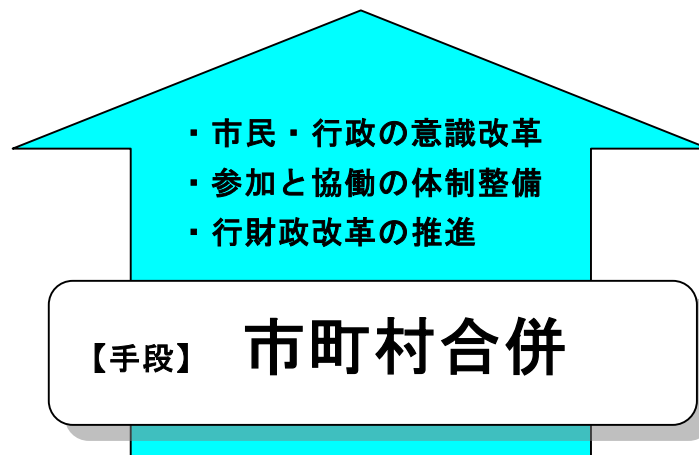
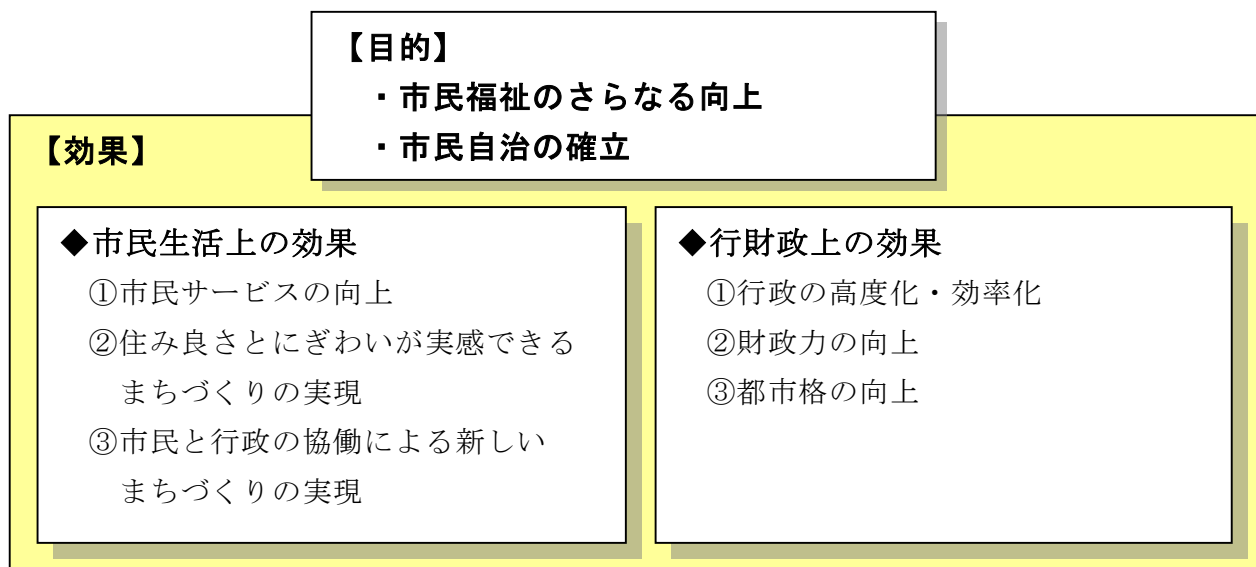
また、広域的な調整や取り組みを必要とする環境問題、産業振興、河川整備などの事業をより効果的に実施することができます。

③市民と行政の協働による新しいまちづくりの実現

市民と行政が協働してまちづくりに取り組むため、合併をきっかけとして、市民自治の確立に向けた新しい市民参加システムを構築することにより、今後の社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応していくことが可能となります。

さらに、合併により新市全体における市民の交流が促進され、新市が活性化することで、これまで本地域において取り組んできた「市民主体のまちづくり」が新たな段階に発展していきます。

本地域における合併の目的（まとめ）



第2章 計画の策定方針

(計画の趣旨・構成・期間・計画策定の基本方針)

第2章 計画の策定方針

1 計画の趣旨

本計画は、新市のまちづくりのマスタープランとして、構成市町の総合振興計画※などを踏まえ、新市の建設を総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定め、その方針に基づいた各種事業を実施することにより、新市の速やかな一体化を促進し、もって市民福祉の向上と新市の均衡ある発展を図ることを目指します。

2 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための「基本方針」、また、基本方針を実現するための「主要事業」、「公共施設の適正配置」及び「財政計画」を中心として構成します。

3 計画の期間

計画期間は、平成17年度途中の合併であることを考慮し、平成17年度から平成32年度までの16年間とします。

4 計画策定の基本方針

(1) 長期的な視点に立つこと

本計画の基本方針を定めるに当たっては、将来の社会経済情勢などを展望した長期的な視点に立って策定します。

(2) 市民の視点に立つこと

基本方針や主要事業については、平成15年度において「新市まちづくり住民会議※」が取りまとめた「新市まちづくり構想」の内容を踏まえ、「市民主役・環境共生・自立都市」を新市建設の基本的な考え方として、市民の視点に立った具体的な施策事業を盛り込みます。

(3) 地域のバランスなどを考慮すること

新市の速やかな一体性の確立と地域の均衡ある発展を図るため、地域のバランスや総合振興計画に位置づけられた施策事業の継続性などを考慮して策定するとともに、重点的に実施する事業を示します。

(4) 行財政改革の効果を最大限に発揮すること

行財政改革の効果を最大限に発揮し、新市において健全な財政運営が行われるよう十分配慮して策定します。

第3章 新市の概況

(位置・歴史・現在人口・住民意向調査結果など)

(2) 歴史

新市は、旧石器時代約 3 万年前から現在に至るまで連綿とした古い歴史を有しています。また、中世には鎌倉街道、江戸時代には日光街道や日光御成街道などの主要街道の整備とともに粕壁宿として栄え、発展を遂げてきました。また、かつては利根川の本流であった大落古利根川や江戸時代に開削された江戸川などは、河川交通の要衝でもあり、特に江戸川の河岸であった西宝珠花は、水上交通の要として発展するなど水陸両面における交通の拠点をもつ地域でもありました。

明治時代以降は、東武鉄道の沿線を中心に近代化・都市化の道をたどりはじめ、数度の町村合併を経て、昭和 20 年代後半から昭和 30 年代にかけて、市街地が形成されてきました。

その後、東京の近郊都市として昭和 40 年代初期から人口が急増する中で、それぞれの個性や特性を生かしながらまちづくりを発展させてきました。人口 24 万人を擁する新市は、県東部の中心都市として一層の発展が期待される地域となっています。

また、交通体系の発達した今日では、通勤・通学や買い物など市民の日常的生活圏は、それぞれの行政区域を越えて形成されています。

こうした地域的なつながりを踏まえ、平成 4 年には、新市とこれに隣接する 5 市町において東部中央都市連絡協議会[※]を組織し、公共施設の相互利用や災害時の相互応援協定の締結などの取り組みを広域的に行ってきたところです。

(3) 気候

新市の年間の平均気温は、おおむね 14℃から 15℃で、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が厳しい内陸性の太平洋岸気候区に属します。年間総降水量は約 1,200mm、強風や豪雪などによる気象災害は少ない地域となります。

(4) 面積

新市の面積は、65.98km²となり、埼玉県内では 12 番目の規模となります。

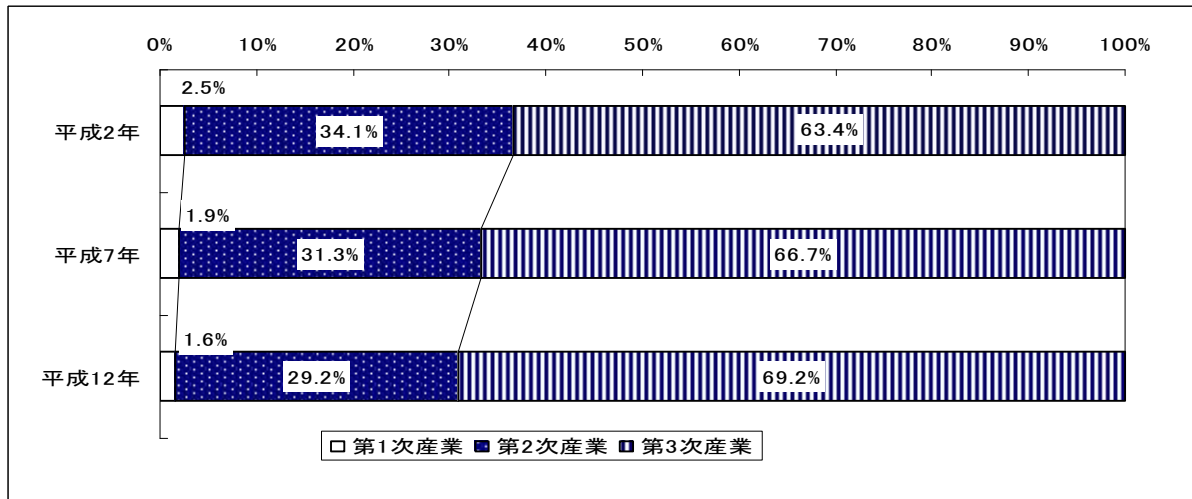
(5) 産業

新市における産業別就業者数は、平成 12 年の国勢調査によると、第 1 次産業[※]1.6%、第 2 次産業[※]29.2%、第 3 次産業[※]69.2%と、第 3 次産業が約 7 割を占めています。

本地域では、肥沃な田畑を活用し、都市型農業[※]が盛んに行われてきました。また、伝統産業である桐たんす、桐小箱、押絵羽子板、麦わら帽子などの生産量は、全国的なシェアを誇っています。

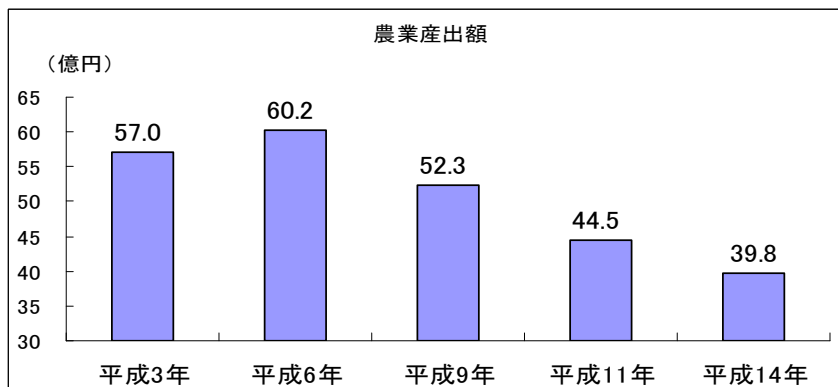
しかしながら、農業産出額（農業）、製造品出荷額（工業）、小売販売額（商業）ともに、近年減少傾向にあり、産業振興は新市の大きな課題となっています。

産業別就業者数の構成割合

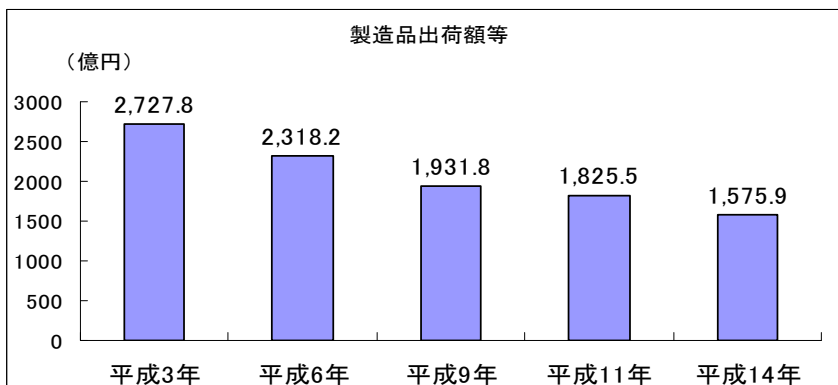


(資料) 国勢調査 (平成2年から平成12年)

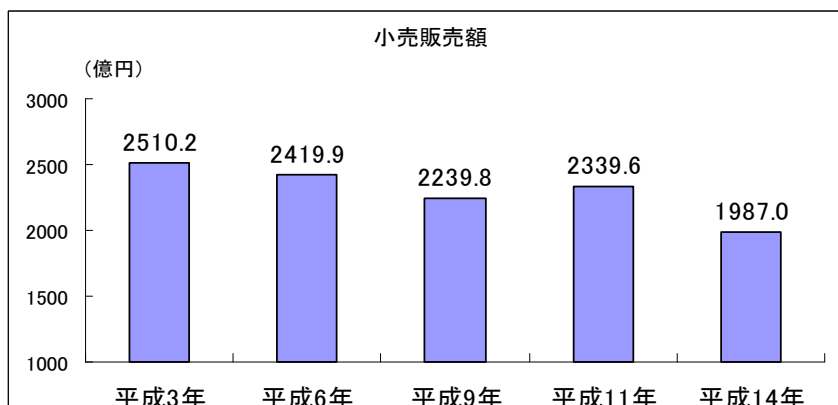
農業産出額、製造品出荷額等、小売販売額の推移



(資料) 関東農政局資料
(平成3年から平成14年)



(資料) 工業統計調査
(平成3年から平成14年)



(資料) 商業統計調査
(平成3年から平成14年)

(6) 環境

新市の土地利用状況は、市域の約 28%が宅地であり、約 44%は田畑や山林の緑地空間であることから、都市部と水と緑の良好な自然環境が隣接する恵まれた環境にあります。市域面積の半分近くに及ぶ田畑や山林は、食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能、環境保全機能、防災機能などといった様々な力を備え、市民にうるおいとやすらぎを与えてきました。

新市は、これらの恵まれた環境を保全するため、ごみの減量化や資源化を推進するとともに、不法投棄の監視や地域における美化活動への支援などに積極的に取り組んでいます。

地目別構成比

	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
春日部市	3,783	692	441	1,412	46	153	1,039
庄和町	2,815	1,172	444	467	47	112	573
合 計	6,598	1,863	886	1,879	93	265	1,612
構成割合(%)	100.0%	28.2%	13.4%	28.5%	1.4%	4.0%	24.4%

(資料) 固定資産税概要調書 (平成 16 年 1 月)

(7) 人口と世帯

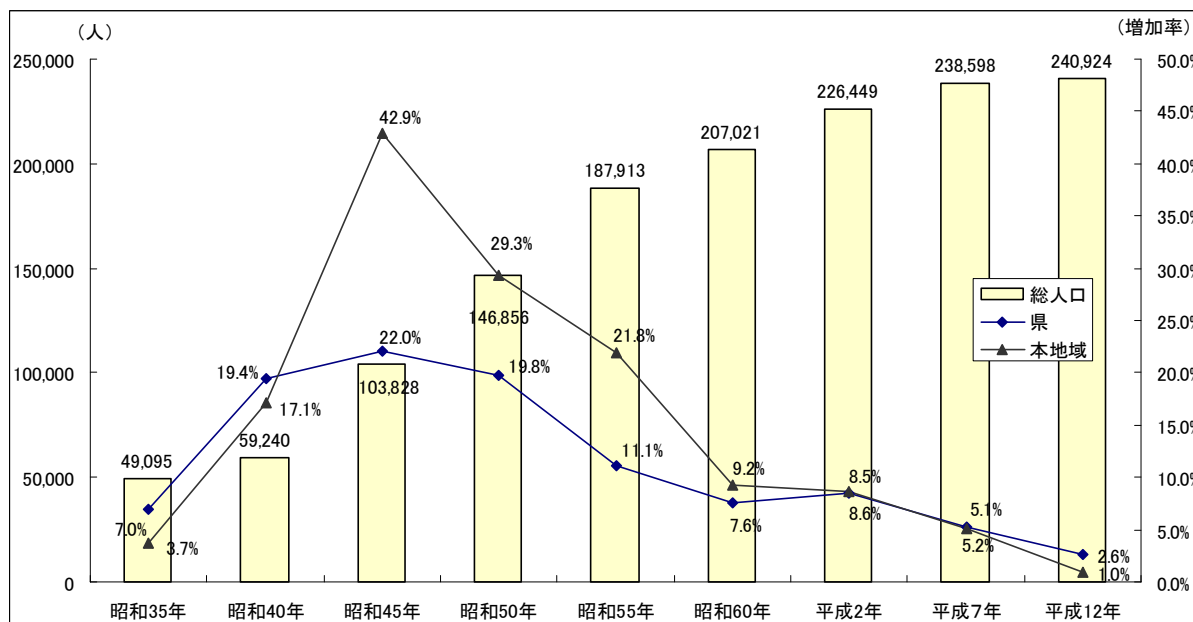
①人口

平成 12 年国勢調査における人口は、240,924 人です。

昭和 40 年代から急速に人口が増加し、昭和 45 年には昭和 40 年と比較して 42.9%の人口増加がありました。

しかしながら、その後の増加率は下降しており、平成 7 年比では 1.0%と、県の 2.6%を下回っています。

総人口（人口増加率）の推移

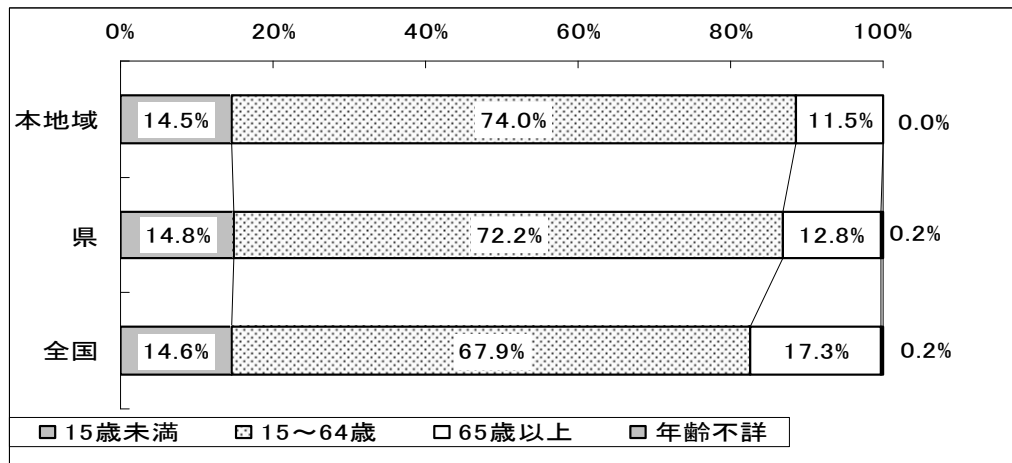


(資料) 国勢調査 (昭和 35 年から平成 12 年)

年齢階層人口比率は、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の比率は県平均を上回っており、老年人口（65 歳以上）及び年少人口（15 歳未満）の比率は県平均よりも低くなっています。また、全国水準と比較しても、老年人口が少なく、生産年齢人口が多くなっています。

しかし、経年の推移を見ると、年少人口が減少し、老年人口が増加しているなど、少子・高齢化の傾向が確実に進行しています。

年齢階層別の人口割合

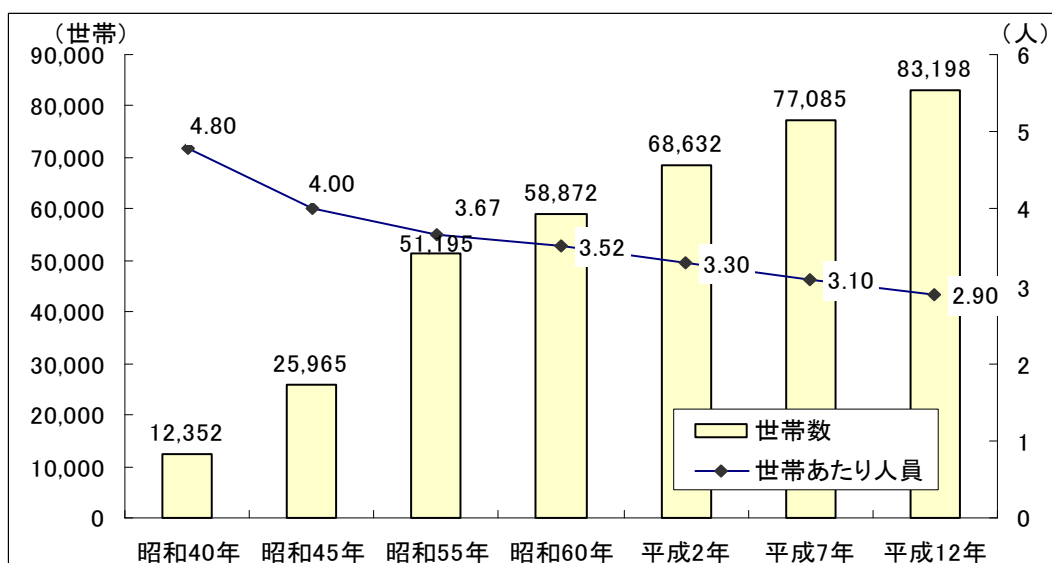


（資料）国勢調査（平成 12 年）

②世帯

世帯数は、昭和 40 年代からの人口の増加に伴い、急速に増加しましたが、その後の平成 2 年から平成 12 年の 10 年間においても 14,566 世帯（17.5%）の増加となっています。一方、1 世帯あたりの人員は、減少傾向が続いています。

世帯数及び世帯あたり人員の推移



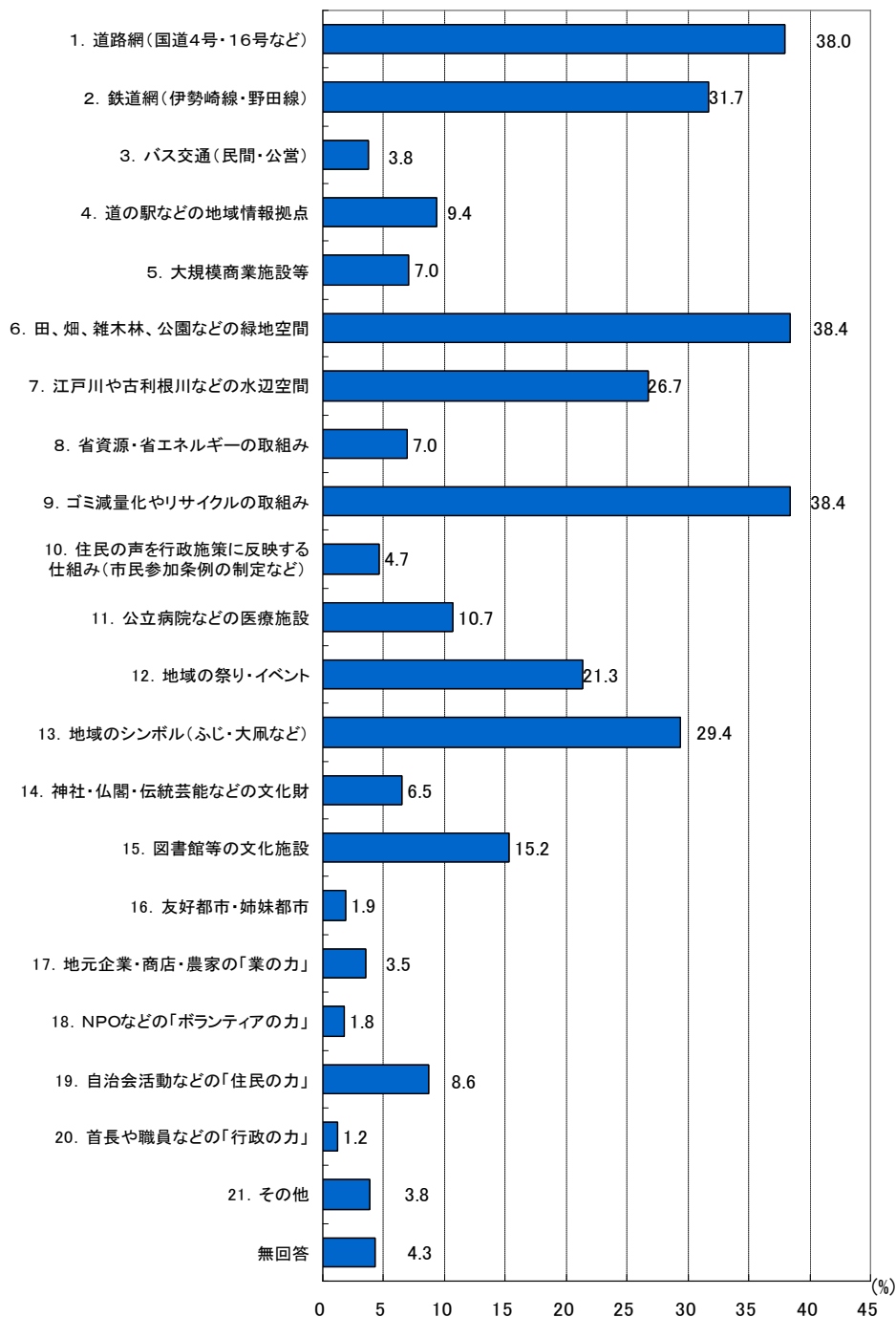
（資料）国勢調査（昭和 40 年から平成 12 年）

2 合併に関する住民意向調査の集計結果

平成15年9月から10月にかけて実施した2万人を対象とする住民意向調査の結果は、次のようになりました。

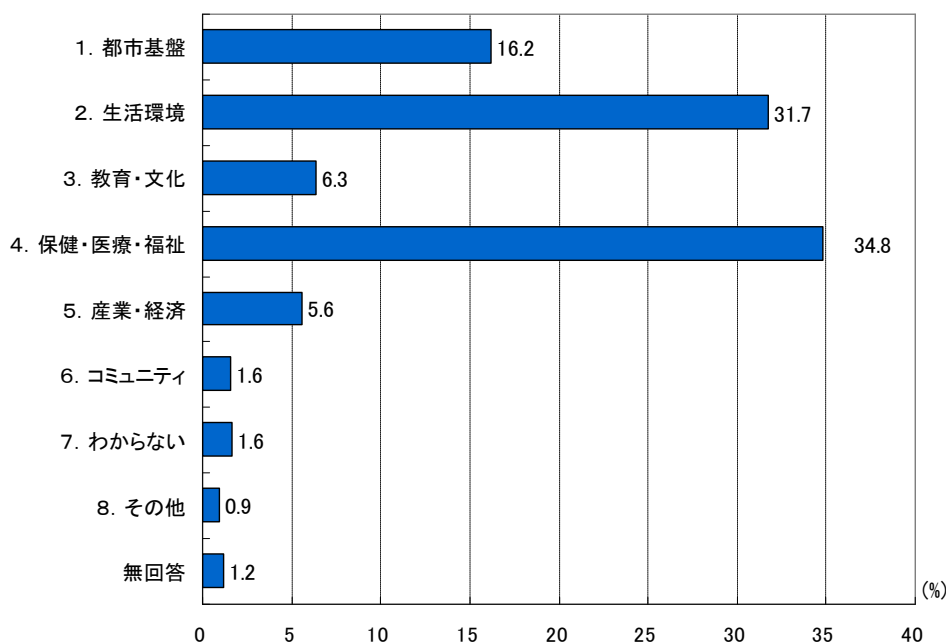
本地域において、あなたが「誇れる」又は「進んでいる」と思っていることは何ですか（複数回答）という質問に対しては「田、畑、雑木林、公園などの緑地空間」と「ゴミ減量化やリサイクルの取組み」が38.4%と同率でトップ、次いで「道路網（国道4号、16号など）」38.0%、「鉄道網（伊勢崎線・野田線）」31.7%となっています。

「誇れる」「進んでいる」と思っていること



また、合併後の新市のまちづくりにおいて、特に力をいれて欲しい分野としては、「保健・医療・福祉」が34.8%とトップで、次いで「生活環境」が31.7%、「都市基盤」が16.2%となっており、他の分野に比較して「保健・医療・福祉」と「生活環境」に対する関心が高くなっています。

合併後において特に力をいれて欲しい分野



3 新市まちづくり住民会議における検討

新市まちづくり住民会議では、平成15年度に新市の未来像や進めてほしい施策事業などについて検討してきました。

その結果、新市のまちづくりのキーワードは、「住民主役」「環境共生」「自立都市」であるという結論に達しました。

また、未来像を実現するための施策としては、「保健・医療・福祉」及び「生活環境」が最も重視されるべきであり、それを支えるための各分野の連携・調和もまちづくりの鍵となります。

【住民会議が提案する新市のまちづくり】

- ①住民参加による「住民主役」のまちづくりを目指す。
- ②美しい田園風景や自然を保全し、「環境共生」による循環型社会^{*}の構築を目指す。
- ③定住人口・交流人口の拡大や産業の育成によるにぎわいと活力のある「自立都市」を目指す。

4 国・県の計画における新市の位置づけ

(1) 首都圏基本計画[※]（春日部・越谷広域連携拠点）

業務核都市として、東西方向の広域連携拠点[※]や関東北部地域などとの連携強化に配慮しつつ、春日部駅周辺地区の整備を推進し、業務機能、商業機能などの集積を高めるとともに、医療・福祉、文化などの都市機能の充実を図る。さらに、東京都心部などとの連絡やこれらの機能の連携、交通の円滑化などに資する東埼玉道路[※]などの整備を推進するとともに、鉄道を含めた交通体系について検討を進める。

(2) 首都圏整備計画[※]（春日部市・越谷市を中心とする地域）

春日部駅や越谷駅の周辺地区などにおいて、中心市街地の再整備を推進し、業務、商業機能などの集積を高める。また、平成 11 年に開学した埼玉県立大学や医療施設、福祉施設などが連携することにより、医療・福祉及び健康づくりのネットワークを形成し、医療・福祉分野における広域的な拠点の形成を図る。

さらに、これらの拠点の育成などに資する東埼玉道路の整備を推進する。

(3) 彩の国 5 か年計画 21[※]

（東部地域の目指す姿：豊かな水・田園・文化を生かした都市圏づくり）

春日部・越谷地域を業務核都市として育成するため、新たな産業の振興・集積に加え、地域住民の活動・交流の場となる「東部地域振興ふれあい拠点施設」の整備を進めるとともに、県立大学などの保健・医療・福祉に関する地域資源を生かした医療・福祉及び健康づくりのネットワークを形成するなど、業務、商業、医療、福祉、文化などの機能の集積を図る。

東京外かく環状道路[※]や東埼玉道路の整備を進めるとともに、首都圏外郭放水路[※]の整備や、河川の改修などの治水対策、東武伊勢崎線と地下鉄半蔵門線との相互直通運転の促進などによる通勤・通学時の列車の混雑緩和や利便性の向上に取り組む。

5 春日部市と庄和町の総合振興計画の概要

春日部市と庄和町は、次の総合振興計画に基づき、地域特性を生かしたまちづくりを進めてきました。

	春日部市	庄和町
将来像	喜びと豊かさ実感 生活創造都市 かすかべ	人とみどりのふれあい共生都市 庄和
期間	平成 13 年度～ 平成 22 年度	平成 8 年度～ 平成 20 年度
基本目標など	温かみと安心感のある生活都市の創造 (やすらぎの施策)	花とみどりの快適環境のまちづくり ～生活環境の向上～
	豊かな人と文化を育む生活都市の創造 (うるおいの施策)	安全でにぎわいのあるまちづくり ～生活基盤の整備～
	安全で快適な生活都市の創造 (ゆとりの施策)	ふれあい豊かな文化創造のまちづくり ～教育・文化の振興～
	活力あるいきいきとした生活都市の創造 (活気の施策)	人にやさしい健康福祉のまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～
	市民と行政のパートナーシップによる 先進的な生活都市の創造(ふれあいの施策)	活力ある産業のまちづくり ～産業・経済の振興～
		地域共生のまちづくり～参加交流の推進～
		構想推進のために
今後の課題	・ 中心市街地の整備 (地域振興ふれあい拠点施設の整備など) ・ 都市計画街路事業の推進 ・ 土地区画整理事業の推進	・ 中心市街地の整備 ・ 土地区画整理事業の推進 ・ 道の駅の整備推進 ・ 中央部地区開発の整備促進 ・ 東武野田線の複線化 ・ 第 1 保育所改築・子育て支援センター建設

第4章 主要指標の見通し

(人口と世帯・年齢別構成・就業人口)

第4章 主要指標の見通し

1 人口と世帯

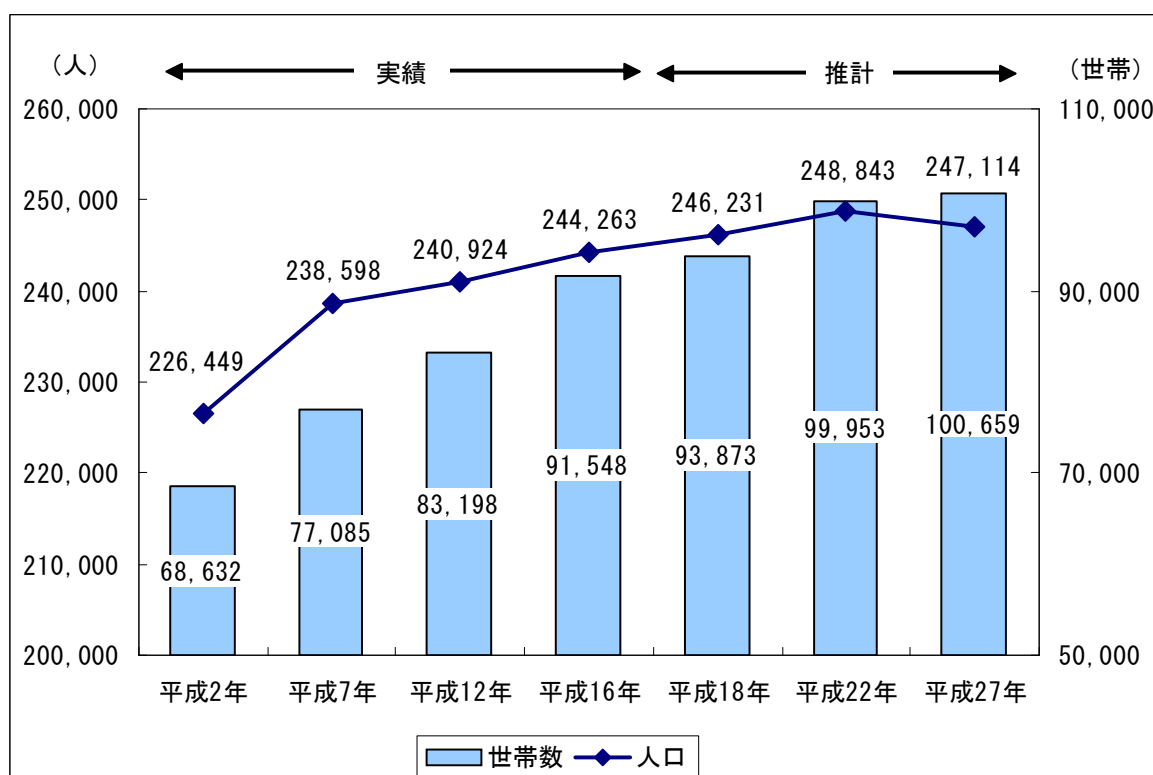
新市は、都心から 35km 圏に位置するという有利な条件から、これまでも順調な発展を続けてきました。

今後も、合併を契機として、地域の中核となる都市としての都市格の向上とイメージアップ、中心市街地の活性化や地区開発、さらには庄和インター周辺への新産業の集積や東埼玉道路の整備などにより、暫くの間は、社会増を中心とした人口増加が見込まれます。

しかしながら、国の総人口は少子化の影響から平成 18 年(2006 年)にピークを迎え、その後減少に転じると予測されており、これに伴い、新市の将来人口も、平成 22～23 年にピークを迎えた後、緩やかな減少傾向となることが予測されます。なお、合併後 10 年の平成 27 年には約 24 万 7,000 人と、平成 16 年と比較して約 2,850 人(約 1.2%)の増加が見込まれます。

一方、新市の世帯数は、人口の増加率をはるかに上回り、平成 26 年には約 10 万世帯と、平成 16 年と比較して約 9,000 世帯(約 10%)の増加が見込まれます。

人口及び世帯数の推計結果



(資料) 国勢調査(平成2年から平成12年)。ただし、平成16年は住民基本台帳及び外国人登録

2 年齢別構成

本地域においては、これまで年少人口（15歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加するなど、少子・高齢化の傾向が進んできました。

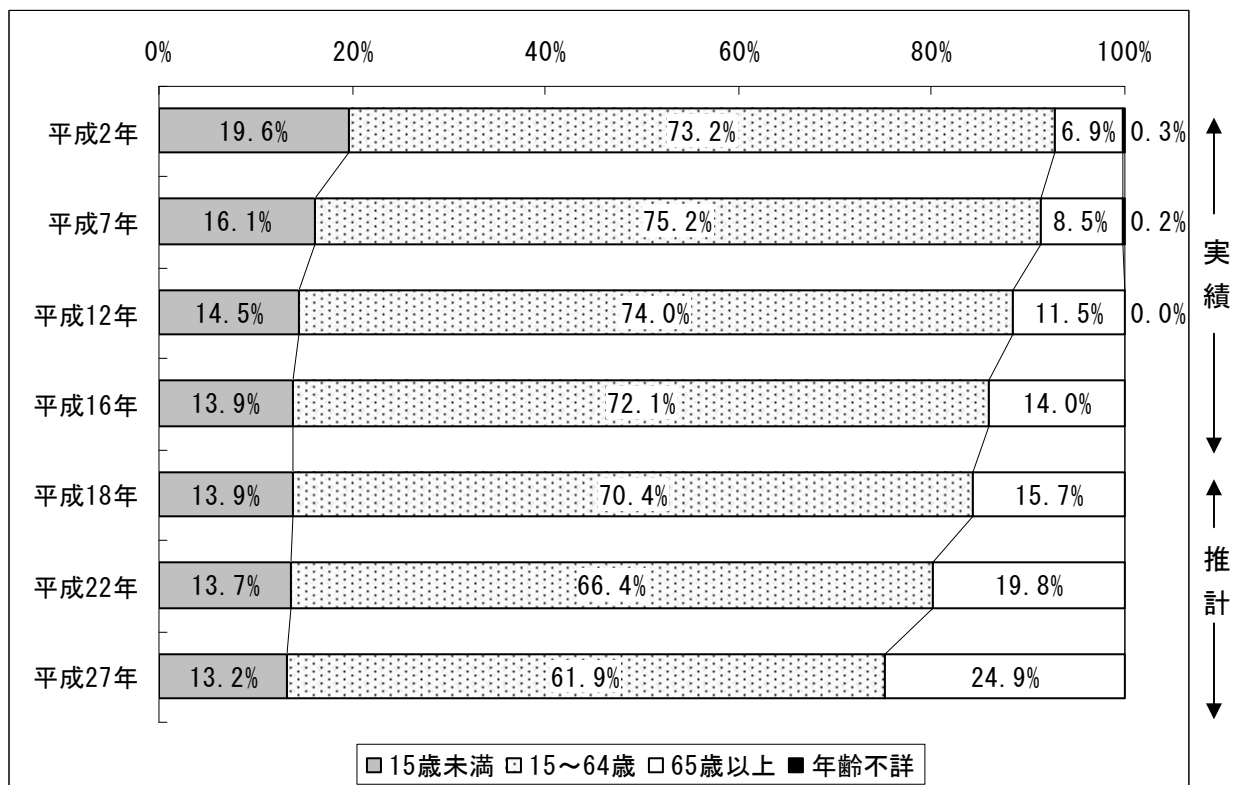
新市においては、合併による効果を生かして魅力あるまちづくりを進めることによって、若者世代を中心とした人口増加が期待されます。

こうしたことから、新市の年少人口の比率は、平成27年には13.2%と、平成16年とほぼ同水準で推移するものと見込まれます。

また、生産年齢人口（15～64歳）の比率は、平成16年の72.1%と比較して、平成27年は10.2ポイント減少し、61.9%となるものと見込まれます。

一方、老年人口の比率は、全国的な高齢化の傾向は新市においても避けられず、平成27年には24.9%と急激に増加することが見込まれます。

年齢別構成の推計結果



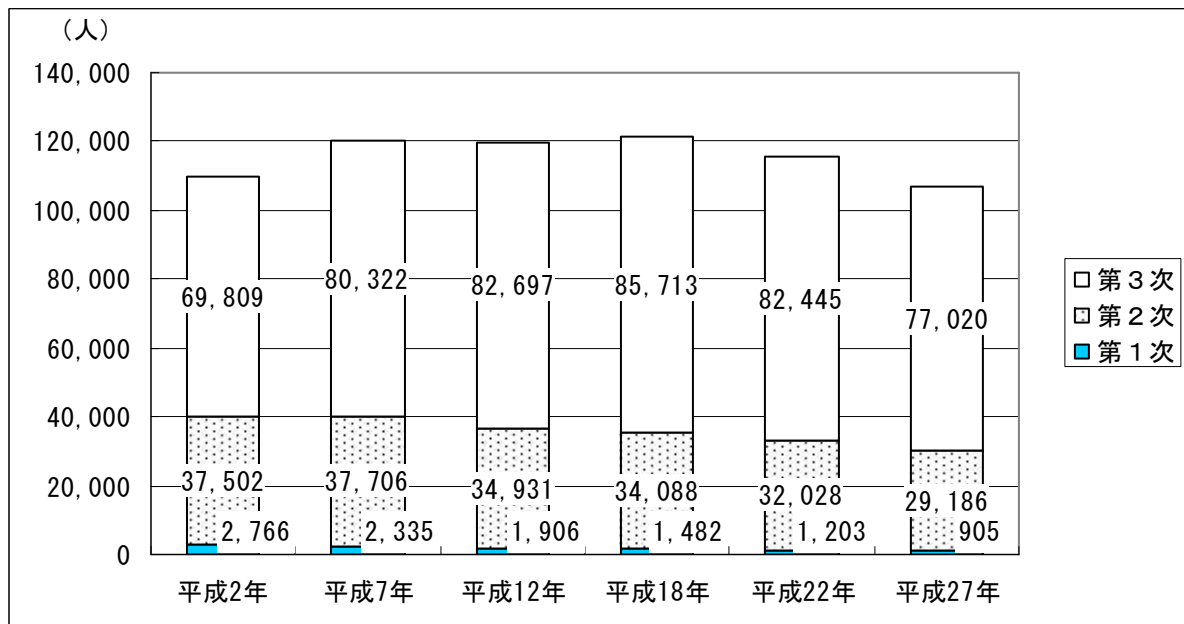
（資料）国勢調査（平成2年から平成12年）。ただし、平成16年は住民基本台帳及び外国人登録

3 就業人口

就業人口については、生産年齢人口全体に比例して推移していく傾向にありますが、第1次産業は減少傾向が大きいことが見込まれます。

一方、生産年齢人口に対する就業人口の割合は、女性の社会進出などにより、増加していくことが見込まれます。

産業分類別就業人口の推計結果



	平成2年	平成7年	平成12年	平成18年	平成22年	平成27年
就業人口計 (a)	110,077	120,363	119,534	121,283	115,676	107,111
生産年齢人口 (b)	165,751	179,519	178,335	173,261	165,253	153,017
(a ÷ b)	66.4%	67.0%	67.0%	70.0%	70.0%	70.0%

(資料) 国勢調査(平成2年から平成12年)

※推計方法について

人口については、平成6年～平成16年の住民基本台帳人口(1月1日現在)をもとに、コーホート要因法(同年又は同期間に出生した集団ごとの変化要因を用いて人口推計を行う方法)を用いて推計を行い、土地区画整理などの開発による効果を加味するものとししました。

世帯数については、平成6年～平成16年の住民基本台帳における世帯数(1月1日現在)をもとに、回帰分析によって世帯あたり人員の推計を行い、その推計結果で将来人口を割り戻して求めました。

就業人口については、総人口の推計結果との整合性を図るため、生産年齢人口に対する就業人口の割合を基準に補正を行い、回帰分析により推計しました。

第5章 新市建設の基本方針

(将来像・基本目標・土地利用方針・地域別整備方針)

第5章 新市建設の基本方針

1 新市建設の基本的な考え方

新市においては、新市のまちづくりのあらゆる分野に共通する「市民主役・環境共生・自立都市」を新市建設の基本的な考え方とします。

(1) 市民主役

まちづくりの主役は、市民です。新市のまちづくりは、だれもが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指して、市民と行政のパートナーシップに基づく協働により、市民の視点に立った行財政運営を進めます。

(2) 環境共生

田畑、屋敷林などの美しい景観や河川環境は、新市に託された大きな地域資源です。これらの地域資源を保全・活用するため、水と緑などに代表される自然環境の保全と創造、リサイクルに代表される環境対策の強化など、環境との共生を大切にした循環型社会を構築します。

(3) 自立都市

都市としての自立は、地方分権時代に対応した「自己決定・自己責任」による都市経営の前提条件です。活気と活力ある地域の中核となる都市を実現するため、地域産業の振興などによる「財政的」な自立や、まちづくりを担う「人的」な自立など、地域活動におけるあらゆる主体の自立を目指します。

2 新市の将来像

人・自然・産業が調和した ふれあい共生都市

～ にぎわいと交流のまちづくりを目指して ～

新市は、夢と希望に満ちて生き生きと個性豊かに輝く「人」、水と緑や田園などの恵み豊かな「自然」、そして活気と活力に満ちた「産業」が調和したまちを創ります。

そして、新市に住む一人ひとりの市民が、お互いにふれあいを深めることにより、新市の創造に向けた共感と協調が生まれ、やがて大きな力となって共に連携・協働し、「人」「自然」「産業」が調和する「共生都市」として発展していきます。

さらに、新市は、住む人々も訪れる人々も活気と活力を実感できる「地域の中核となる都市」の実現に向けて、まちの活力の源泉である「にぎわいと交流」をはぐくみ、市民が主役となって新しいまちづくりに取り組むことを目指します。

このようなことから、

人・自然・産業が調和した ふれあい共生都市

～ にぎわいと交流のまちづくりを目指して ～

を新市の将来像とし、新市建設の基本的な考え方に基づくまちづくりを積極的に推進します。

3 新市建設の基本目標

新市の将来像である「**人・自然・産業が調和した ふれあい共生都市**」を目指して、新市建設の基本的な考え方に基づくまちづくりを積極的に推進するため、次の7つの基本目標を定めます。また、基本目標を実現するための諸施策を計画的に実施していくことで、少子化・高齢化などの社会環境の変化に的確に対応した総合的なまちづくりを推進します。

(1) やすらぎ（保健・医療・福祉）

～ だれもが健康でいきいきと安心して暮らせるまち ～

一人ひとりが健康で生きがいを持って、ノーマライゼーション※の理念とリハビリテーションの理念※のもと、だれもが地域の中で共に支えあいながら安心して生活ができ、いきいきと暮らせるまちを創出します。

(2) うるおい（生活環境）

～ 地域でつくる自然と共生した安全なまち ～

市民自らの手で保全・創造する環境に配慮したまちづくりを進めることで、水と緑豊かな生活環境を確保するとともに、だれもが安全に生活できる暮らしやすいまちを創出します。

(3) にぎわい（都市基盤）

～ 快適で人々がにぎわう元気なまち ～

人々が快適さを感じられるような都市機能を計画的に整備することにより、多くの人々でにぎわい、新たな交流によって活気に満ちた元気なまちを創出します。

(4) はぐくみ（教育・文化）

～ 個性を尊重し、生きる力や豊かな心をはぐくむまち ～

生きる力や豊かな心をはぐくむために、市民一人ひとりが積極的に参加できる生涯学習※社会づくりを推進します。

(5) ゆたかさ（産業・経済）

～ 活気と活力に満ちた新しい産業のまち ～

地域の特性や伝統を生かしながら、地域の農・工・商・観光の連携・発展を推進するとともに、新たな産業が育ちやすい環境を整備し、活気と活力のある自立性の高い魅力あるまちを創出します。

(6) ふれあい（コミュニティ）

～ だれもが参加・交流する市民が主役のまち ～

市民と行政がともに考え協働することによってまちづくりへの参加や新たな交流を促し、地域コミュニティを大切にしたい市民が主役のまちを創出します。

(7) ささえる（行財政改革）

～ 市民の期待に応える行財政基盤の確立 ～

高度化、多様化する市民ニーズに的確に応えるため、行財政改革を積極的に推進することにより、効率的かつ効果的な行財政運営と行財政基盤の確立を図ります。

4 土地利用の方針

(1) 土地利用の状況

新市の面積は、65.98km²で、このうち 22.32km² が市街化区域[※]、43.66km² が市街化調整区域[※]となっています。

また、市街化調整区域のうち農業振興地域[※]は 29.92km²であり、全市域の 45.3% を占めています。

新市は、自然条件や地理的条件から見ると、水と緑に恵まれた平坦地にあり、産業・経済の面から見ると、農業が盛んな地域と産業集積が見込まれる地域からなっています。また、人口集積の面から見ると、新市を縦横に通る東武鉄道沿いに既成の市街地が広がっています。

(2) 土地利用の基本方針

新市の土地利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分に配慮し、長期的な展望に基づき適正かつ合理的な土地利用に努めます。

また、中心市街地、産業集積地域については、それぞれ個性ある整備を図るとともに、新市の顔となる市街地として、春日部駅及び南桜井駅のほか、各駅周辺整備を積極的に推進します。

市街化区域においては、都市機能の向上を図るため、基盤整備などを進めるとともに、防災性の向上、バリアフリー化[※]、良好な景観の保全・形成に努めます。

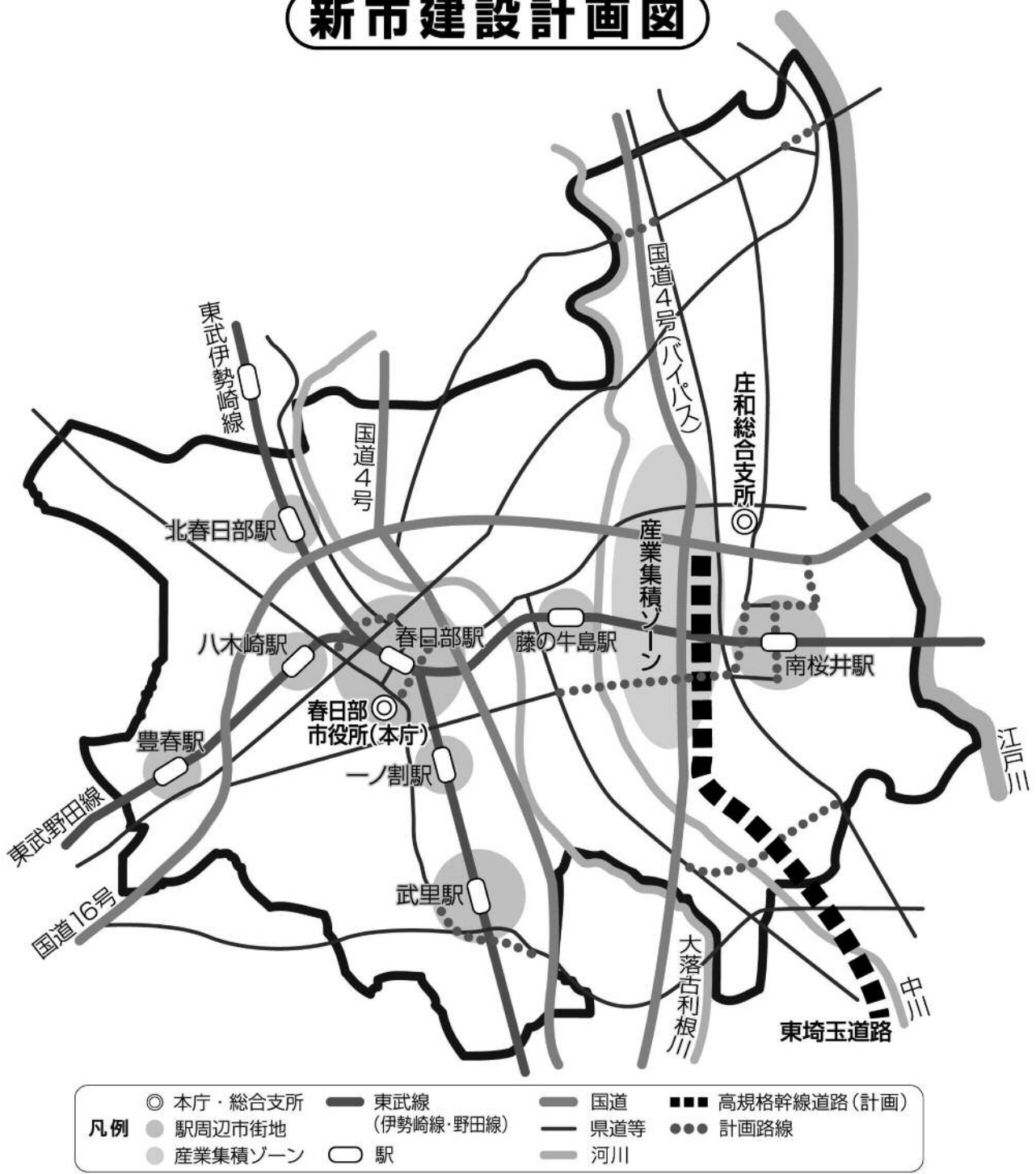
また、土地区画整理事業などの推進により、緑豊かで良好な住宅環境を創出します。

市街化調整区域においては、国道沿線を中心に工場や倉庫の無秩序な立地を防止するため、土地利用構想に即した秩序ある立地誘導を図るとともに、優良農地の保全を図っていきます。

また、新市内の鉄道に加え、国道や県道などの交通基盤を有効に活用するため、新市全体を結ぶネットワーク道路を整備することにより、新市内における交通の利便性の向上を図ります。

さらに、屋敷林や河川については、豊かな緑と自然を保全することにより、美しい田園空間として維持・創出に努めます。

新市建設計画図



5 地域別整備の方針

新市における地域別の整備については、新市の市民の一体感を醸成するため、各地域の整備方針に基づき、自然との共生に配慮しながら、市民参加により、新市全体としての調和や、新市全体の均衡ある発展に向けた施策・事業を積極的に推進していきます。

(1) 春日部地域

春日部地域については、新市の交通ネットワークの結節点であることから、春日部駅周辺地域の業務集積・商業集積を図り、鉄道の連続立体交差化[※]及び関連する一連の都市再生事業を推進することで、新市の玄関口にふさわしいシンボル性の高い市街地を整備します。

また、大落古利根川をはじめとする河川や田園地域については、他の地域と連携しながら貴重な自然空間として保全・活用していくとともに、親しみながら回遊できる都市空間や、市民の身近なレクリエーションの場として整備・活用していきます。

(2) 庄和地域

庄和地域については、南桜井駅周辺を新市の副都心としてにぎわいのある空間づくりを目指し、都市計画道路の整備推進や商業環境の充実を図るとともに、市街地における土地区画整理事業及び街づくり事業との共同事業によるスーパー堤防事業の整備を推進し、豊かな田園環境と共存する良好な居住環境の創出を図ります。

また、「道の駅[※]庄和」を核とした農業・観光の振興により、地域情報の発信や広域的な交流を促進するとともに、主要国道である国道4号バイパス・国道16号が交差する庄和インター周辺における交通の利便性を生かした商業・流通・工業などの施設立地を誘導し、計画的な産業の集積を図ります。

さらに、庄和庁舎を活用した図書館整備により、施設の多目的利用を図ります。

第 6 章 新市の主要事業

(分野別の施策事業・合併プロジェクト)

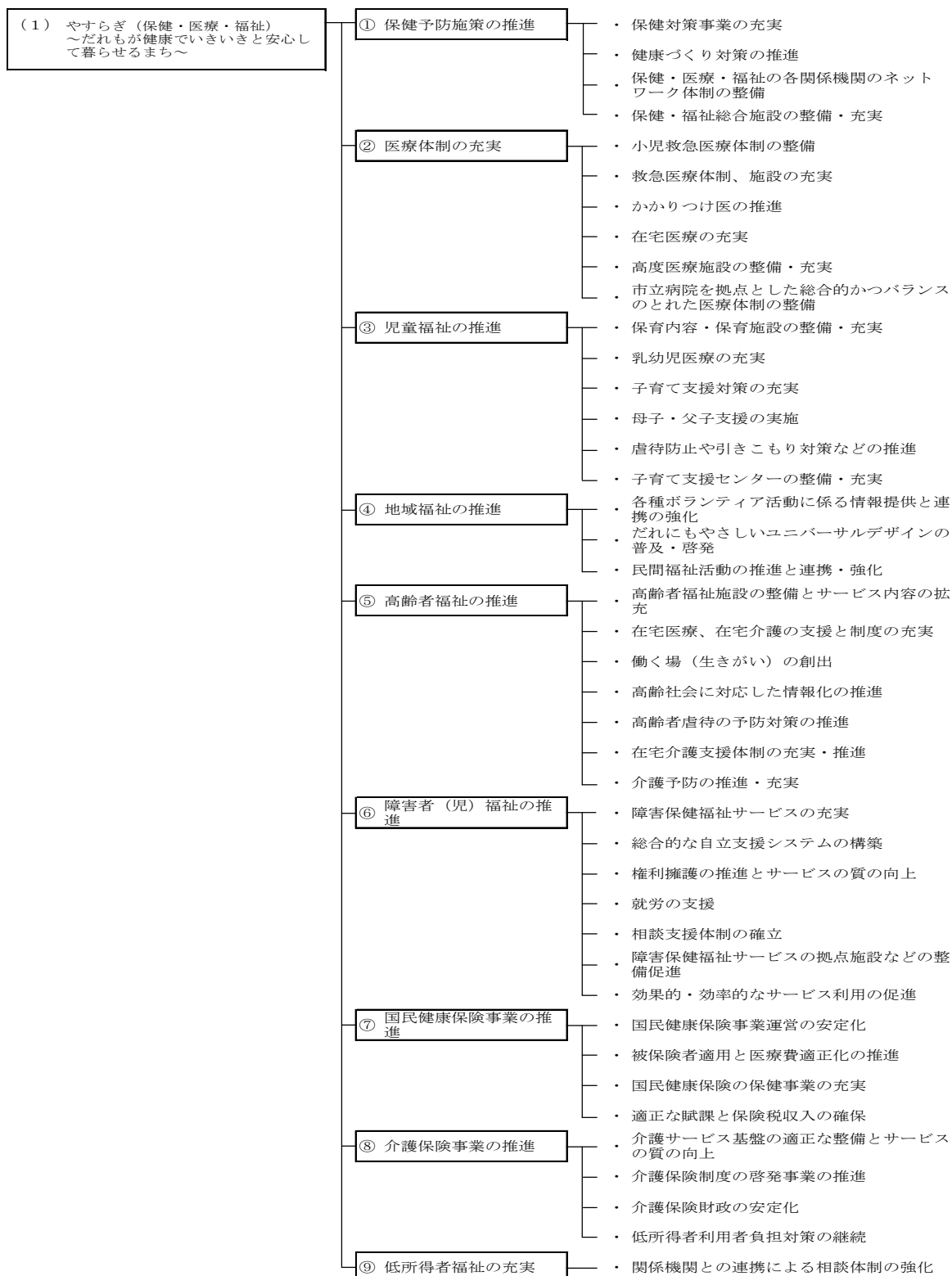
第6章 新市の主要事業

1 分野別の施策事業

(1) やすらぎ（保健・医療・福祉）

～ だれもが健康でいきいきと安心して暮らせるまち ～

一人ひとりが健康で生きがいを持って、ノーマライゼーションの理念とリハビリテーションの理念のもと、だれもが地域の中で共に支えあいながら安心して生活ができ、いきいきと暮らせるまちを創出します。



①保健予防施策の推進

高齢化が進む中、市民一人ひとりの健康の保持・増進に対する関心が高まっています。また、生活習慣病[※]の低年齢化も問題となっており、日常生活における健康管理を支援する必要性が高まっています。

そのため、市民一人ひとりが自らの健康について正しい知識を持ち、健康増進や疾病予防に取り組むことができるよう、各種施設整備やサービスの充実に向けた施策を進めます。また、行政内部における保健・医療・福祉の連携強化、各関係機関の連携による総合的かつ効率的なサービスの実施を図るためのネットワーク体制を整備します。

【主な施策・事業】

- ・保健対策事業の充実（母子保健、成人・老人保健、精神保健、感染症予防など）
- ・健康づくり対策の推進
- ・保健・医療・福祉の各関係機関のネットワーク体制の整備
- ・保健・福祉総合施設の整備・充実

②医療体制の充実

高齢化が進み、医療ニーズが高まる中で、日常的な医療ケアに対応できる一次医療[※]体制の強化が求められています。

そのため、だれもが必要な医療サービスを円滑に受けられるよう、医療サービス施設の整備・充実に努めるとともに、日常的な健康管理と疾病治療の効果的な連携を進め、適正なサービス提供体制の構築を図ります。

また、救急医療体制を強化するため、必要な施設の整備を進めるとともに、高度医療[※]の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・小児救急医療体制の整備
- ・救急医療体制、施設の充実
- ・かかりつけ医の推進
- ・在宅医療の充実
- ・高度医療施設の整備・充実
- ・市立病院を拠点とした総合的かつバランスのとれた医療体制の整備

③児童福祉の推進

核家族化や少子化、女性の社会進出が進む中では、地域全体で子どもを育てる取り組みが大切です。

そのため、子どもが健やかに育つことができるよう、多様な保育ニーズや児童の健全育成に対応するとともに、子育て環境の向上を図ります。

また、相談体制や情報提供を充実するとともに、近年深刻化している虐待や引きこもりなどの防止対策を進めます。

【主な施策・事業】

- ・ 保育内容・保育施設の整備・充実（保育事業・放課後児童健全育成事業など）
- ・ 乳幼児医療の充実
- ・ 子育て支援対策の充実（児童センター※・ファミリーサポート※などの充実）
- ・ 母子・父子支援の実施（ひとり親家庭等医療費支給など）
- ・ 虐待防止や引きこもり対策などの推進
- ・ 子育て支援センターの整備・充実

④地域福祉の推進

だれもが健やかに安心して暮らすためには、お互いに助け合う地域福祉のまちづくりが求められています。

そのため、ボランティア活動などの社会福祉活動を支援するとともに、地域の活動拠点の整備を進めます。

また、障害者や高齢者など全ての人々が社会の中で同じように生活し、活動することが、本来の社会のあるべき姿であるという考え方「ノーマライゼーション」の理念の普及が求められる中、施設などが、高齢者、障害者、子どもなど、だれにも使いやすく整備されたまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザイン※の普及・啓発に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 各種ボランティア活動に係る情報提供と連携の強化
- ・ だれにもやさしいユニバーサルデザインの普及・啓発
- ・ 民間福祉活動の推進と連携・強化

⑤高齢者福祉の推進

在宅医療や在宅介護を支援し、高齢者の保健福祉制度を充実させるとともに、地域に密着した、通所・入所施設の整備を促進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように努めます。

また、元気な高齢者が生きがいをもって活動することができる機会を提供していきます。

【主な施策・事業】

- ・ 高齢者福祉施設の整備とサービス内容の拡充
- ・ 在宅医療、在宅介護の支援と制度の充実
- ・ 働く場（生きがい）の創出
- ・ 高齢社会に対応した情報化の推進
- ・ 高齢者虐待の予防対策の推進
- ・ 在宅介護支援体制の充実・推進
- ・ 介護予防の推進・充実

⑥障害者（児）福祉の推進

ノーマライゼーションの理念とリハビリテーションの理念のもとに、障害者（児）のニーズと適性に応じた自立支援を通じて地域生活を促進し、障害者（児）による自己実現を図るため、ライフステージに応じた障害保健福祉サービスの充実、権利擁護の推進とサービスの質の向上、就労支援、重層的な障害者相談支援体制を確立し、障害者（児）が安心して地域生活を営むことができる環境整備に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 障害保健福祉サービスの充実
- ・ 総合的な自立支援システムの構築
- ・ 権利擁護の推進とサービスの質の向上
- ・ 就労の支援
- ・ 相談支援体制の確立
- ・ 障害保健福祉サービスの拠点施設などの整備促進
- ・ 効果的・効率的なサービス利用の促進

⑦国民健康保険事業の推進

だれもが安心して暮らすことができるよう、国民健康保険の円滑な事業運営を行うとともに、保険財政の安定化に努めます。

【主な施策・事業】

- ・国民健康保険事業運営の安定化
- ・被保険者適用と医療費適正化の推進
- ・国民健康保険の保健事業の充実
- ・適正な賦課と保険税収入の確保

⑧介護保険事業の推進

介護や社会的支援が必要な人に対して、その人が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう「介護保険事業計画」※に基づいた介護サービス提供基盤の充実及び事業の円滑な運営に努めます。

【主な施策・事業】

- ・介護サービス基盤の適正な整備とサービスの質の向上
- ・介護保険制度の啓発事業の推進
- ・介護保険財政の安定化
- ・低所得者利用者負担対策の継続

⑨低所得者福祉の充実

生活保護制度や貸付制度などを活用し、低所得者の生活の安定と自立の支援を進めるため、関係機関や民生委員・児童委員※などとの連携を強化し、指導・相談体制の充実に努めます。

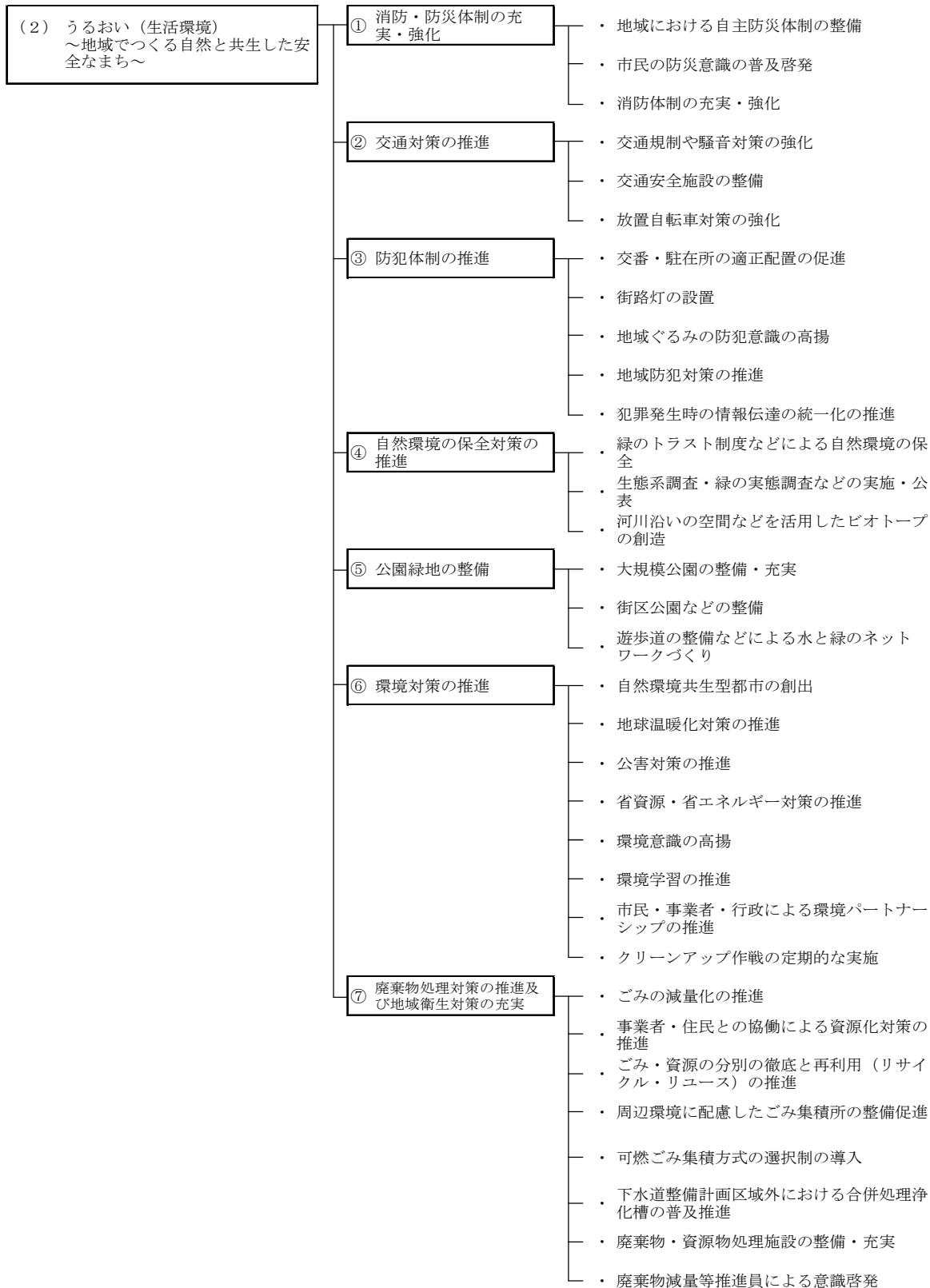
【主な施策・事業】

- ・関係機関との連携による相談体制の強化

(2) うるおい（生活環境）

～ 地域でつくる自然と共生した安全なまち ～

市民自らの手で保全・創造する環境に配慮したまちづくりを進めることで、水と緑豊かな生活環境を確保するとともに、だれもが安全に生活できる暮らしやすいまちを創出します。



①消防・防災体制の充実・強化

市民が安心して安全に暮らすためには、消防・防災体制の強化による災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

市民の生命・財産を火災や地震などの災害から守るため、消防体制を充実強化するとともに、救急・救助体制の充実を図ります。また、災害に対し、円滑に対応するため、市民への防災意識の普及啓発や地域防災体制の強化を図ります。

【主な施策・事業】

- ・地域における自主防災体制の整備
- ・市民の防災意識の普及啓発
- ・消防体制の充実・強化（消防体制、緊急指令体制、火災予防体制、救急・救助体制など）

②交通対策の推進

自動車交通の拡大などを背景に、交通事故は年々増加傾向にあります。また、快適で便利な生活環境の実現には、だれもが安心して通行することができる道路環境づくりが求められます。

そのため、交通規制などを関係機関に積極的に働きかけるとともに、交通安全施設の整備を行うなど、適切な交通安全対策を進めます。

【主な施策・事業】

- ・交通規制や騒音対策の強化
- ・交通安全施設の整備（街路灯、道路反射鏡など）
- ・放置自転車対策の強化

③防犯体制の推進

近年、ひったくりや空き巣などの犯罪が増加しており、市民の不安が高まっています。

犯罪を防ぎ、治安を向上させ、安全な市民生活を確保するため、交番・駐在所の適正配置を関係機関に働きかけることや、防犯設備の整備を進めるとともに、防犯体制の強化を図ります。

【主な施策・事業】

- ・交番・駐在所の適正配置の促進
- ・街路灯の設置
- ・地域ぐるみの防犯意識の高揚（地域パトロールなど）
- ・地域防犯対策の推進（こども 110 番[※]など）
- ・犯罪発生時の情報伝達の統一化の推進

④自然環境の保全対策の推進

新市は、川、田園風景、山林など美しい自然に恵まれています。これらの優れた自然環境を適切に保全するとともに、次代へ継承するため、市民の意識高揚・啓発を進めます。

【主な施策・事業】

- ・緑のトラスト制度[※]などによる自然環境の保全
- ・生態系調査・緑の実態調査などの実施・公表
- ・河川沿いの空間などを活用したビオトープ[※]の創造

⑤公園緑地の整備

居住環境の向上を図るため、街区公園などの整備を推進し、市民が身近でくつろぐことができる空間の創出に努めます。また、コミュニティ活動に利用するための拠点として、大規模な公園の整備・充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・大規模公園の整備・充実
- ・街区公園などの整備
- ・遊歩道の整備などによる水と緑のネットワーク[※]づくり

⑥環境対策の推進

ダイオキシン類[※]、騒音、大気汚染、さらには地球温暖化など、環境問題が深刻化する中で、環境対策のより一層の推進が強く求められています。

そのため、地球温暖化の防止や公害対策などの環境問題への取り組みを強化するとともに、市民一人ひとりの問題として環境保全に対する意識の高揚を図ります。

【主な施策・事業】

- ・自然環境共生型都市の創出
- ・地球温暖化対策の推進
- ・公害対策の推進（ダイオキシン類調査や騒音調査など）
- ・省資源・省エネルギー対策の推進
- ・環境意識の高揚（ISO14001[※]認証取得など）
- ・環境学習の推進
- ・市民・事業者・行政による環境パートナーシップの推進
- ・クリーンアップ作戦の定期的な実施

⑦廃棄物処理対策の推進及び地域衛生対策の充実

これからのごみ処理行政は、ごみを燃やして処理するとの考え方から脱却し、ごみを資源として活用することが求められています。

そのため、大量消費・大量廃棄の考え方を見直し、環境にやさしい資源循環型都市を目指して、ごみの３Ｒ（リデュース※・リユース※・リサイクル※）の考え方のもとに、ごみの減量化、資源化対策を市民・事業者・行政が一体的かつ広域的に推進するとともに、美しく衛生的な地域づくりに努めます。

ごみの集積所を含め処理方式については、市民の意向に沿った方式の導入や整備を図ります。また、し尿については、公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道への接続促進及び合併処理浄化槽の普及を推進します。

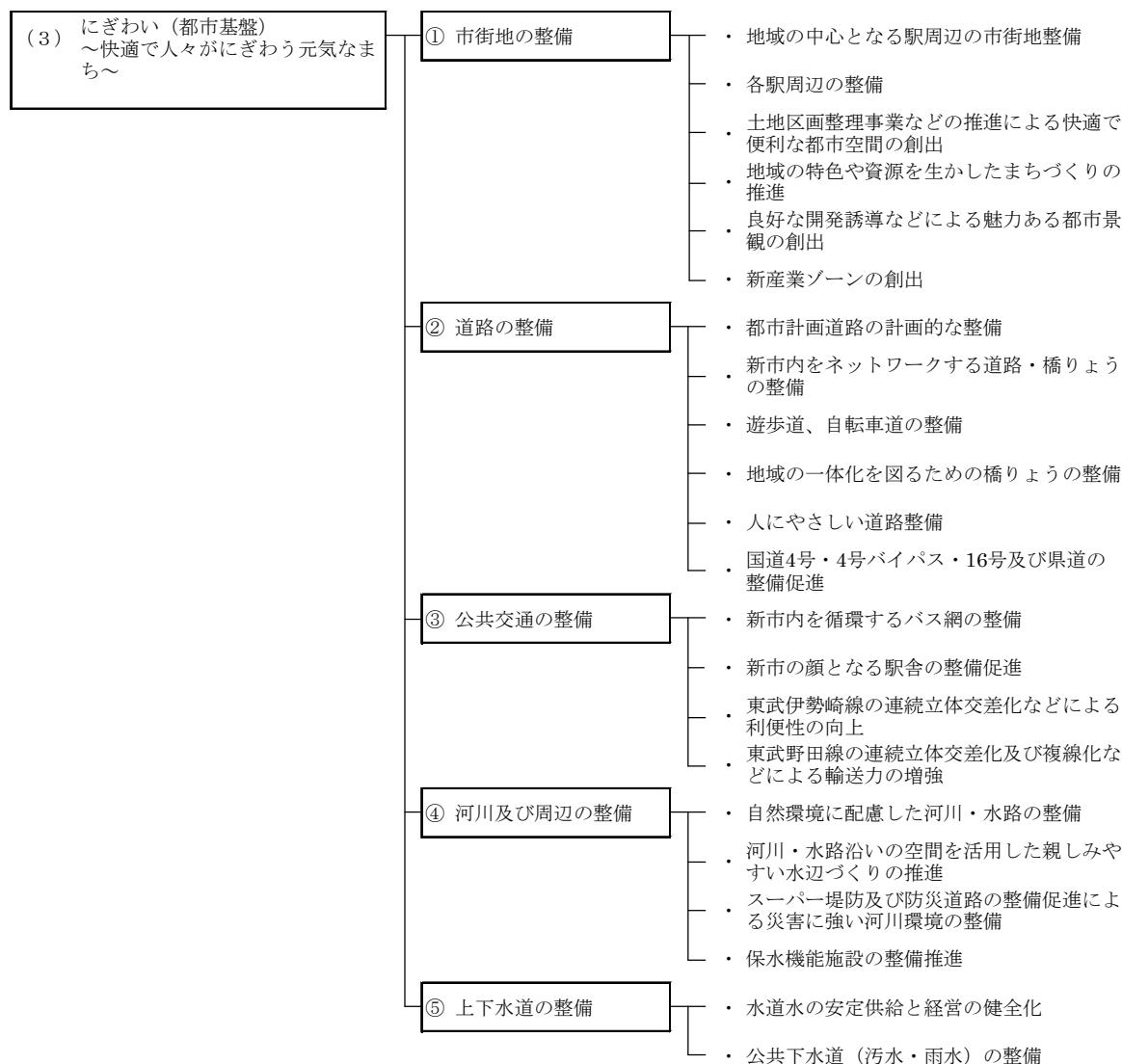
【主な施策・事業】

- ・ごみの減量化の推進
- ・事業者・住民との協働による資源化対策の推進
- ・ごみ・資源の分別の徹底と再利用（リサイクル・リユース）の推進
- ・周辺環境に配慮したごみ集積所の整備促進
- ・可燃ごみ集積方式の選択制の導入（ダストボックス※やステーション方式※など）
- ・下水道整備計画区域外における合併処理浄化槽の普及推進
- ・廃棄物・資源物処理施設の整備・充実
- ・廃棄物減量等推進員による意識啓発

(3) にぎわい（都市基盤）

～ 快適で人々がにぎわう元気なまち ～

人々が快適さを感じられるような都市機能を計画的に整備することにより、多くの人々でにぎわい、新たな交流によって活気に満ちた元気なまちを創出します。



①市街地の整備

新市は、首都圏における「業務核都市」として、また、県東部の中核となる都市として、業務機能をはじめとする高次都市機能の集積を図ることによって自立性の高い魅力ある都市の建設を進めます。

そのため、高次都市機能の集積の受け皿づくりとして、各駅周辺の市街地整備を進めるとともに、土地区画整理事業などの推進により、快適で便利な都市空間を創出します。また、整備に際しては、景観形成や自然環境の保全創造に努め、美しく秩序あるまちづくりの実現を目指します。

【主な施策・事業】

- ・地域の中心となる駅周辺の市街地整備（春日部駅、南桜井駅）
- ・各駅周辺の整備
- ・土地区画整理事業などの推進による快適で便利な都市空間の創出
- ・地域の特色や資源を生かしたまちづくりの推進（地域振興ふれあい拠点施設[※]の整備など）
- ・良好な開発誘導などによる魅力ある都市景観の創出（景観条例の制定など）
- ・新産業ゾーンの創出（庄和インター周辺など）

②道路の整備

新市の都市機能を向上するためには、新市の道路ネットワーク及び広域幹線道路[※]の整備が不可欠です。そのため、東埼玉道路、国道（4号、4号バイパス、16号）及び県道の整備について国・県に積極的に働きかけるとともに、周辺市町との連携を図りながら、都市計画道路[※]を計画的に整備していきます。また、安全・安心な歩行空間の整備を進めます。さらに、市民の意向を踏まえた生活道路の整備を進めます。

【主な施策・事業】

- ・都市計画道路の計画的な整備
- ・新市内をネットワークする道路・橋りょうの整備
- ・遊歩道、自転車道の整備
- ・地域の一体化を図るための橋りょうの整備
- ・人にやさしい道路整備（歩道設置や段差の解消など）
- ・国道4号・4号バイパス・16号及び県道の整備促進

③公共交通の整備

新市における市民同士の交流を促進するためには、鉄道やバスなど、各種交通手段の整備・充実が必要です。

そのため、循環バスなどの公共交通システムの整備を進めるほか、鉄道の連続立体交差化及び複線化などによる利便性の向上や複線化などによる輸送力の増強とともに、新市の顔となる駅舎の整備を促進します。

【主な施策・事業】

- ・新市内を循環するバス網の整備
- ・新市の顔となる駅舎の整備促進
- ・東武伊勢崎線の連続立体交差化などによる利便性の向上
- ・東武野田線の連続立体交差化及び複線化などによる輸送力の増強

④河川及び周辺の整備

新市のまちづくりを進める上で、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対する治水対策として、河川改修や水路などの整備が必要です。その中で、自然環境に配慮した河川整備や、河川空間を活用した親しみやすい水辺づくりを推進します。

また、流域対策として、公共公益施設用地などを利用し、雨水を一時的に貯留・浸透させる施設の設置を進めます。さらに、江戸川沿いのスーパー堤防及び防災道路の整備促進を図り、災害に強く自然にやさしい河川環境づくりを進めます。

【主な施策・事業】

- ・自然環境に配慮した河川・水路の整備
- ・河川・水路沿いの空間を活用した親しみやすい水辺づくりの推進
- ・スーパー堤防及び防災道路の整備促進による災害に強い河川環境の整備
- ・保水機能施設の整備推進

⑤上下水道の整備

安心して利用することができる水の供給、衛生管理が行き届いた下水処理機能は、日常生活に不可欠です。

そのため、水道施設の計画的な改修、更新などにより、安全で良質な水を安定供給するとともに、水道事業の健全な経営に努めます。また、下水道施設の整備を計画的に推進するとともに適正な維持管理を進めます。

【主な施策・事業】

- ・水道水の安定供給と経営の健全化
- ・公共下水道（汚水・雨水）の整備

(4) はぐくみ（教育・文化）

～ 個性を尊重し、生きる力や豊かな心をはぐくむまち ～

生きる力や豊かな心をはぐくむために、市民一人ひとりが積極的に参加できる生涯学習社会づくりを推進します。



①学校教育の充実

創造性豊かで、個に応じた教育を提供することにより、確かな学力や心豊かな人間をはぐくむことが必要です。

そのため、地域全体で子供をはぐくむという観点に立つとともに、学校教育の環境整備を進め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

【主な施策・事業】

- ・ 特色ある学校づくりの推進
- ・ きめ細やかな指導（少人数指導など）による基礎学力の確実な定着
- ・ 通学区域の弾力的運用
- ・ 学校・家庭・地域との連携
- ・ 情報化、国際化などの社会の変化に対応した教育の推進
- ・ 人権教育・啓発の推進
- ・ 教職員の資質向上
- ・ 学校施設の耐震化や学習環境の整備
- ・ 学校給食の充実

②生涯学習の推進

少子・高齢化による社会構造の急激な変化や、心の豊かさを求める価値観の多様化、ライフスタイルの変化などを背景に、さまざまな学習に対する要求が高まっています。

そのため、多様な学習機会の提供、学習情報の提供、学習施設の整備充実など、市民の主体的な学習活動を奨励・促進する施策を実施するとともに、学習成果をボランティア活動や地域の発展などに生かせる環境づくりに努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 多様な学習機会の提供
- ・ 知識技術や学習成果を生かす機会の提供
- ・ 生涯学習に関する情報の収集提供と学習相談の充実
- ・ 人権教育・啓発の推進
- ・ 公民館、図書館など生涯学習施設の整備充実（庄和庁舎などの活用）
- ・ 生涯学習関連施設相互のネットワークづくり

③青少年教育の推進

核家族化や少子化、都市化の進行による家庭や地域の教育力の低下、青少年の生活体験・自然体験の不足などを背景に、青少年を取り巻くさまざまな課題が指摘されています。

そのため、関係機関・団体・地域・学校などの連携を強化し、市民総ぐるみで青少年の健全な育成を図るための環境づくりに努めるとともに、多様な体験機会や家庭教育を支援するための施策を推進します。

【主な施策・事業】

- ・学校・家庭・地域などとの連携強化
- ・青少年関係機関・団体などとの連携強化
- ・青少年の健全育成関係団体の支援
- ・多様な体験（ふれあい）機会の提供
- ・家庭教育支援の充実
- ・教育相談の充実

④スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動は、心身ともに健康な生活をおくるため、重要な役割を担っているだけでなく、市民の交流を深め、都市生活におけるコミュニティ形成に大きな機能を果たしています。

そのため、すべての市民が生涯を通じて「いつでも・どこでも・誰でも」が気軽にスポーツ・レクリエーションに参画できる機会の提供や施設の充実を図るとともに、それらを支援する体制づくりに努めます。

【主な施策・事業】

- ・市民主体型スポーツ・レクリエーション事業の推進
- ・地域スポーツの振興とニュースポーツの普及
- ・団体の指導・育成と自主活動の促進
- ・体育施設の整備充実と利用促進

⑤文化芸術の振興

文化芸術活動は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を築き、地域の基盤を醸成するために必要です。

そのため、文化芸術活動への参加、鑑賞、創造など、市民の主体的な活動を支援するための環境整備を進めます。また、今まではぐくんできた文化や地域のつながりを大切にしながら、市民の一体感を醸成する新しい文化事業を創造することにより、市民の交流と一体化を促進します。また、地域の特色ある伝統文化や郷土芸能の継承発展を図り、市民に理解され、親しまれる文化財の保存、活用を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 展覧会などの発表機会の充実
- ・ 文化芸術関連情報の収集・提供
- ・ 文化人や文化芸術団体との連携・支援
- ・ 新しい文化事業の創造
- ・ 伝統的な文化や歴史的建造物、遺跡などの保存・活用

(5) ゆたかさ（産業・経済）

～ 活気と活力に満ちた新しい産業のまち ～

地域の特性や伝統を生かしながら、地域の農・工・商・観光の連携・発展を推進するとともに、新たな産業が育ちやすい環境を整備し、活気と活力のある自立性の高い魅力あるまちを創出します。



①農業の振興

農業は、本地域の主要産業の一つであるとともに、都市型農業の先進事例としてこれまでも注目される実績を重ねてきました。

新市においても、こうした取り組みを継承するとともに、輸入農産物との競争にも堪える農産物のブランド化や、農業基盤の整備・拡充を行うなど、農業経営の基盤の強化を進めます。また、直売所などの整備拡充とネットワーク化、生産者と消費者の顔の見える地域密着型農業を推進するとともに、市民農園[※]や観光農業[※]の推進を図ることにより、交流人口を取り込んだまちづくりを進めます。

【主な施策・事業】

- ・地産地消[※]ネットワークの確立
- ・法人化・集団化に向けた農業経営及び認定農業者への支援
- ・農産物、加工品のブランド化
- ・農業生産基盤の整備・充実
- ・優良農地の保全・活用と担い手農家の育成
- ・遊休農地[※]の解消
- ・市民農園や直売所の整備拡充
- ・観光農業の推進

②工業の振興

本地域は、地の利を生かした企業誘致を行うなど、工業分野においてはすでに大きな実績をあげています。しかし、近年の地域産業をとりまく状況は厳しく、さらなる振興策が求められています。

そのため、既存事業所の経営基盤強化のための支援を行うとともに、新産業の創出など更なる工業の振興を図ります。

【主な施策・事業】

- ・工業地域の整備促進と優良企業の誘導
- ・人材の育成と地域雇用の促進
- ・地場産業や伝統工芸の振興
- ・環境に配慮した循環型企業の育成

③商業の振興

本地域は、古くから主要街道の宿場町として栄えてきました。今日においても商業集積による集客力は、新市の産業基盤としての強みとなっています。

今後は、さらに魅力的で利便性の高い商店街の形成を進めるとともに、農業などの既存産業との連携を深め、効果的な商業振興を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 中心市街地の活性化による活力ある商店街の形成
- ・ 魅力的で利便性の高い商店街の形成
- ・ 商店との連携による地産地消制度の整備
- ・ 中小企業対策の充実

④観光の振興

恵まれた河川環境や緑地空間、各種の観光イベントなど、新市は観光拠点としても高い可能性を有しています。

そのため、既存の拠点施設を活用したネットワークを整備し、更に活用していきます。また、各種まつりなどを中心とした観光イベントのほか、大風あげ祭りや、やったり踊り、神楽などの伝統行事の開催、支援を行うことにより、魅力的な交流機会を提供していきます。

【主な施策・事業】

- ・ 古利根川や江戸川などの資源を活用した観光事業の促進
- ・ 観光拠点の活用とネットワーク化（内牧地区、道の駅庄和など）
- ・ 新しい観光スポットの創造
- ・ 大風あげ祭りや、やったり踊り、神楽などの伝統行事への支援
- ・ 各種まつりなどを中心とした観光イベントの促進
- ・ 新市の一体化を促進するまつりの創造

⑤地域共生型産業の創出

地方分権社会に相応しい自立都市を形成するためには、地域産業は不可欠なものであり、地域の豊かさや活力、経済を支える重要な財産です。

そのため、これからは「消費者」と「農・工・商・観光業者」がともに向き合い「地域生活者」として、地域産業を支えていく必要があります。

そこで、「農・工・商・観光業」といった地域産業が連携し、地域の付加価値を高めていくとともに、新たな地域コミュニティを創造し、産業が地域の中で育まれ、循環していくシステムを構築していきます。

【主な施策・事業】

- ・新しい地域産業の創出（縦割産業からネットワーク産業へ）
- ・農・工・商・観光が結びついた特産品開発
- ・起業家支援、経営支援体制の整備
- ・産・学・官による研究・開発・連携体制の確立
- ・生活者の顔の見える地域産業づくり
- ・コミュニティビジネス[※]などの地域貢献型ビジネスの促進

⑥消費者生活の充実

安全で快適な消費生活を実現するため、自ら判断し行動する消費者を育て、啓発活動や相談・情報提供体制の充実を図るとともに、消費者意識の高揚に努めます。

【主な施策・事業】

- ・消費生活相談の充実
- ・消費者活動への支援
- ・情報の提供と意識啓発の実施

⑦勤労者生活の充実

勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう、福利厚生の実施を図るとともに、関係機関・団体との連携により安定した就業環境の確保に努めます。

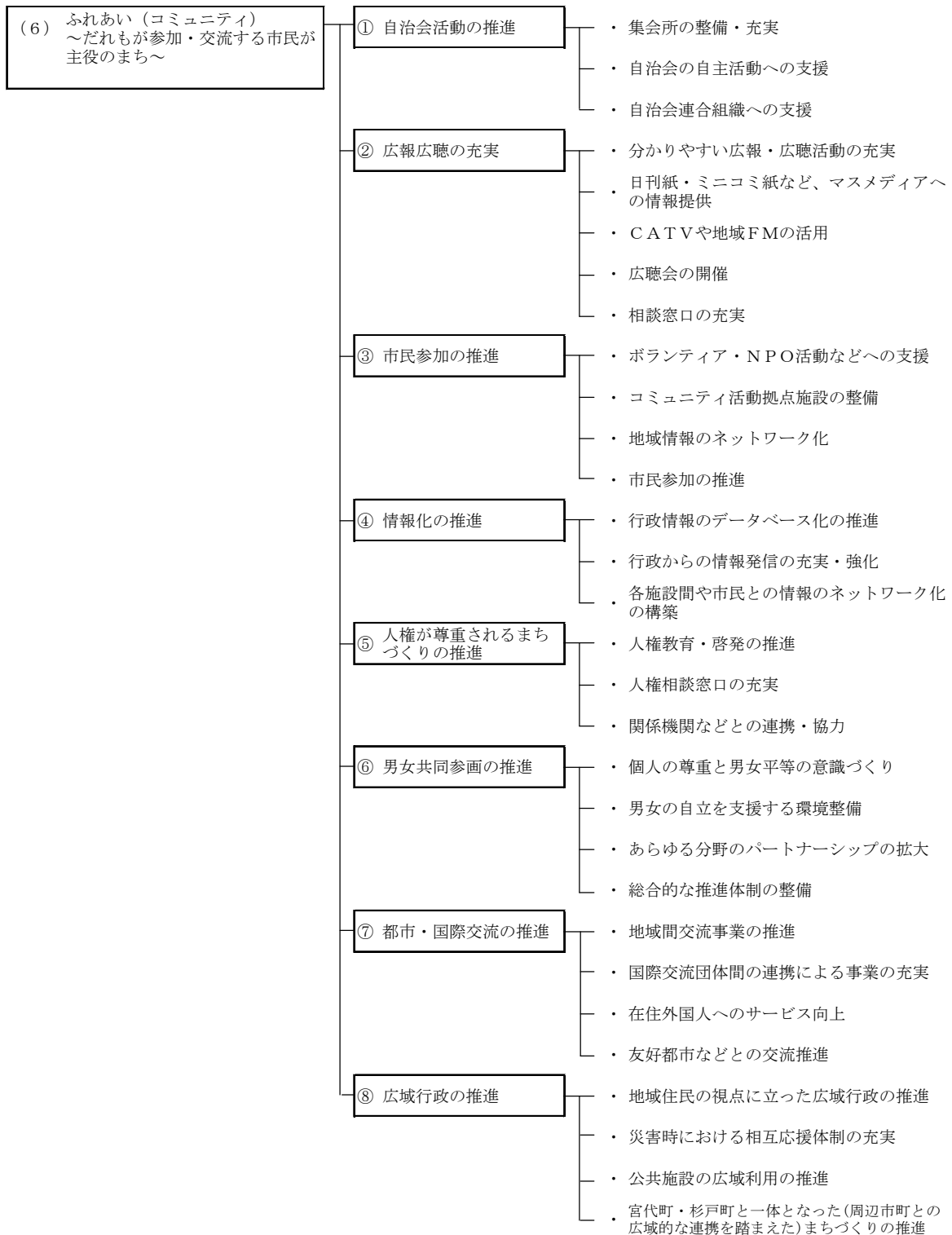
【主な施策・事業】

- ・雇用の安定確保
- ・勤労者福祉の向上

(6) ふれあい（コミュニティ）

～ だれもが参加・交流する市民が主役のまち ～

市民と行政がともに考え協働することによってまちづくりへの参加や新たな交流を促し、地域コミュニティを大切にしたい市民が主役のまちを創出します。



①自治会活動の推進

合併によって市域が拡大することにより、自治機能の一層の向上が求められています。

そのため、地域の集会所の整備・充実を図るとともに、自治会の主体的な活動や連合組織の充実などにより、地域コミュニティの活性化や地域間の連携の強化を積極的に支援していきます。

【主な施策・事業】

- ・集会所の整備・充実
- ・自治会の自主活動への支援
- ・自治会連合組織への支援

②広報広聴の充実

行政を進める上で、市民と行政による連携強化が求められている中、市民に効果的かつ迅速に情報を提供するための環境整備や広く市民の声を聴く機会の充実を図ることが求められています。

そのため、市民の立場に立った分かりやすい情報提供を進めるとともに、CATV※や地域FM※などを活用し、情報発信の充実を図り、市民ニーズの把握にも努めます。また、国・県や各種相談所と連携して、市民の悩み事などに応じる相談窓口の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・分かりやすい広報・広聴活動の充実
- ・日刊紙・ミニコミ紙など、マスメディアへの情報提供
- ・CATVや地域FMの活用
- ・広聴会の開催
- ・相談窓口の充実

③市民参加の推進

近年、まちづくりに対する多様化・高度化するニーズに対し、行政だけでは十分なサービス提供が難しくなっており、行政と対等なパートナーである市民との協働による多様なニーズへの対応が必要となっています。

そのため、ボランティア活動やNPO※活動などの市民による主体的な活動を支援していきます。

また、地域審議会※の設置、公募委員の導入など、市民参加の積極的な推進を図り、公募にあたってのルール確立や、地域を担う人材の育成を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ボランティア・NPO活動などへの支援
- ・コミュニティ活動拠点施設の整備
- ・地域情報のネットワーク化
- ・市民参加の推進（地域審議会、公募委員の導入、人材バンク※の活用など）

④情報化の推進

インターネットの普及など、情報化の進展が著しい中で、行政情報の提供においても、情報技術を効果的に活用することが求められています。

そのため、地域情報化を進め、各施設間の情報のネットワークを構築するとともに、情報通信環境の向上を図ります。

【主な施策・事業】

- ・行政情報のデータベース化※の推進
- ・行政からの情報発信の充実・強化
- ・各施設間や市民との情報のネットワーク化の構築

⑤人権が尊重されるまちづくりの推進

社会が急速に変容するなかで、人権に関する課題はますます重要になっています。市民一人ひとりが、人権教育を通じて人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践していくことが大変重要なことです。

同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決に向けて、市民の主体的な取り組みを促進し、人権という普遍的文化の創造に向けた取り組みを積極的に進めます。

【主な施策・事業】

- ・人権教育・啓発の推進
- ・人権相談窓口の充実
- ・関係機関などとの連携・協力

⑥男女共同参画の推進

男女がお互いを尊重し、一人ひとりの個性やライフスタイル[※]に照らし合わせ豊かに生活でき、社会の対等な構成員として責任を持ち、あらゆる分野への共同参画社会を構築することが重要です。そのため、市民に対する意識啓発を図るとともに、男女の自立を支援するための環境の整備を進め、市民と行政の協働による男女共同参画の推進に努めます。

【主な施策・事業】

- ・個人の尊重と男女平等の意識づくり
- ・男女の自立を支援する環境整備
- ・あらゆる分野のパートナーシップの拡大
- ・総合的な推進体制の整備

⑦都市・国際交流の推進

個性豊かなまちづくりを進めるにあたり、他地域との情報交換や相互協力により、魅力と活力にあふれた都市づくりを目指します。また、地域間交流を目的とした市民団体などの育成・指導・支援に努めます。

国際化の進展に伴い、国際交流の必要性が高まるとともに、新市に在住する外国人の数も増加しています。

そのため、国際理解のための施策を進めるとともに、外国語に対応した情報提供や窓口の設置を行うなど、在住外国人へのサービスの向上を図ります。

【主な施策・事業】

- ・地域間交流事業の推進
- ・国際交流団体間の連携による事業の充実
- ・在住外国人へのサービス向上
- ・友好都市[※]などとの交流推進

⑧広域行政の推進

交通の発達や情報化の進展などにより、市民生活における活動範囲は拡大する方向にあります。今後地方分権がさらに進展することに伴い、市域を超えた広域的な連携がますます重要になっていきます。

そのため、災害時の対応や公共施設の相互利用などについて、周辺市町と広域的な連携を図りながら、より効率的な行政運営を推進します。特に東武線や国道4号・4号バイパスにより地域的なつながりが強い宮代町・杉戸町とは、ソフト・ハードの両面において強い連携を保ちつつ、一体となったまちづくりを推進します。

また、生涯学習やレクリエーションなど、市民の市域を超えた広域的な活動を支援します。

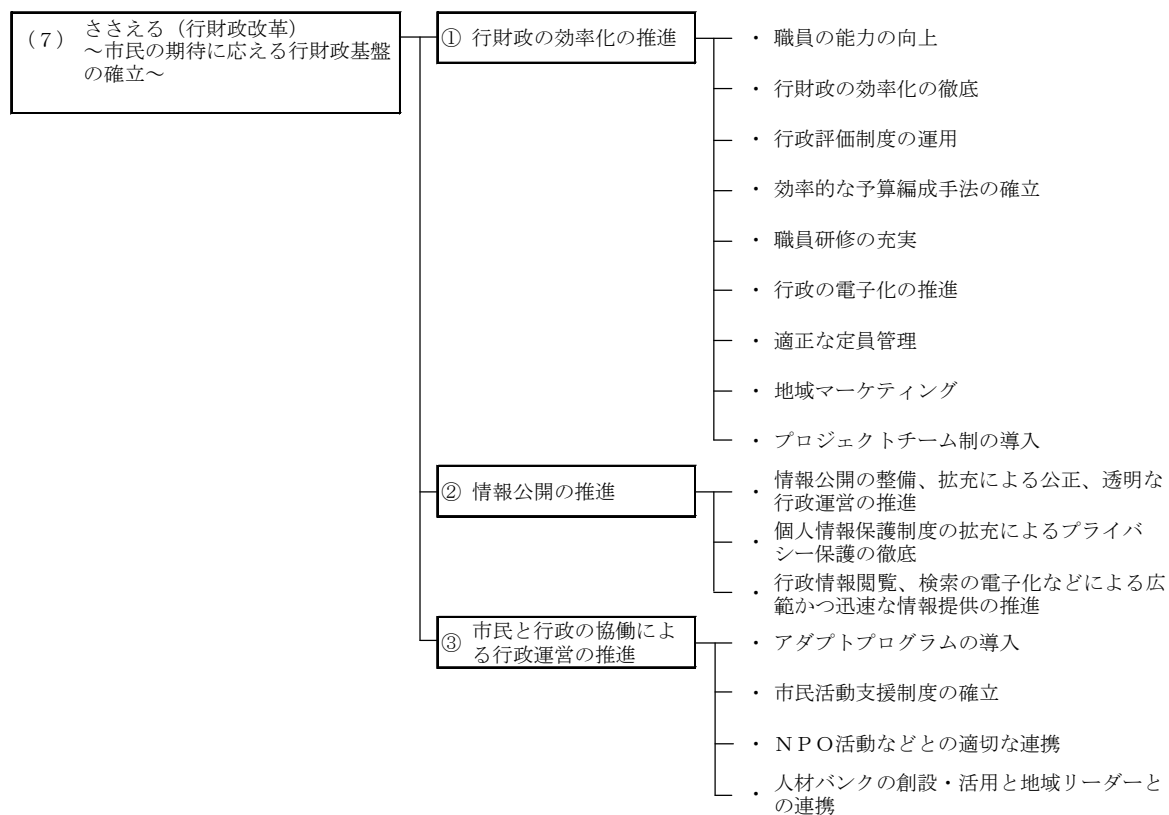
【主な施策・事業】

- ・地域住民の視点に立った広域行政の推進
- ・災害時における相互応援体制の充実
- ・公共施設の広域利用の推進
- ・宮代町・杉戸町と一体となった（周辺市町との広域的な連携を踏まえた）まちづくりの推進

(7) ささえる（行財政改革）

～ 市民の期待に応える行財政基盤の確立 ～

高度化、多様化する市民ニーズに的確に応えるため、行財政改革を積極的に推進することにより、効率的かつ効果的な行財政運営と行財政基盤の確立を図ります。



①行財政の効率化の推進

究極の行財政改革である合併を契機として、より効率的な行財政運営を実現するため、行財政の簡素化・効率化を積極的に推進し、行政サービスの低コスト化とスピード感ある行政運営を実現していきます。

そのため、市民のニーズを的確に把握するための地域マーケティングの実施、行政評価制度※により市民の要望(評価結果の公表による意見収集)・事業成果・コスト(事業費・従事職員数)を点検し、成果の向上に向けて迅速に事務事業を改善していく体制の整備などを進めます。

また、職員が自治体を経営する一員としてコスト意識を持つとともに、常に創意工夫をしながら業務に従事できるように、職員の意識改革や能力の向上に努めます。

【主な施策・事業】

- ・職員の能力の向上（目標管理制度を基本とした人事考課制度※などの導入）
- ・行財政の効率化の徹底
- ・行政評価制度※の運用（予算編成・定員管理との連携を図る。）
- ・効率的な予算編成手法の確立（行政評価制度との連携を図る。）
- ・職員研修の充実
- ・行政の電子化の推進（市民窓口サービスの迅速化、電子入札※制度の導入など）
- ・適正な定員管理（行政評価制度との連携を図る。）
- ・地域マーケティング（施策の重点化のための市民意見収集）
- ・プロジェクトチーム制の導入

②情報公開の推進

市民と行政が情報を共有し、連携を図るためには、効果的に情報を提供することが求められています。

公正、透明な行政運営の推進と市政の説明責任を果たすため、情報公開、情報提供及び情報公表制度の拡充を図るとともに、行政情報閲覧・検索の電子化などを進め、市民に利用しやすい体制の整備、充実に努めます。

また、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮ができるよう、個人情報保護制度の拡充に努めます。

【主な施策・事業】

- ・情報公開の整備、拡充による公正、透明な行政運営の推進
- ・個人情報保護制度の拡充によるプライバシー保護の徹底
- ・行政情報閲覧、検索の電子化などによる広範かつ迅速な情報提供の推進

③市民と行政の協働による行政運営の推進

多様化・高度化するまちづくりのニーズに対応し、将来像を実現するためには、市民と行政がまちづくりの全ての段階（計画・実施・評価・見直し）で互いに共通の認識を持ち、共に考え、知恵を出し合いながら、真のパートナーシップを確立していくことが必要となります。

そのため、計画段階に参加した市民が、その後の運営や管理に携わることにより、計画から見直しまでの一連の段階へ参加するための制度を整備します。また、行政サービスは自治体だけのものという考え方を一歩進め、ボランティア・NPO活動との連携による行政サービスの実施や、市民活動への支援によるまちづくりを推進します。

【主な施策・事業】

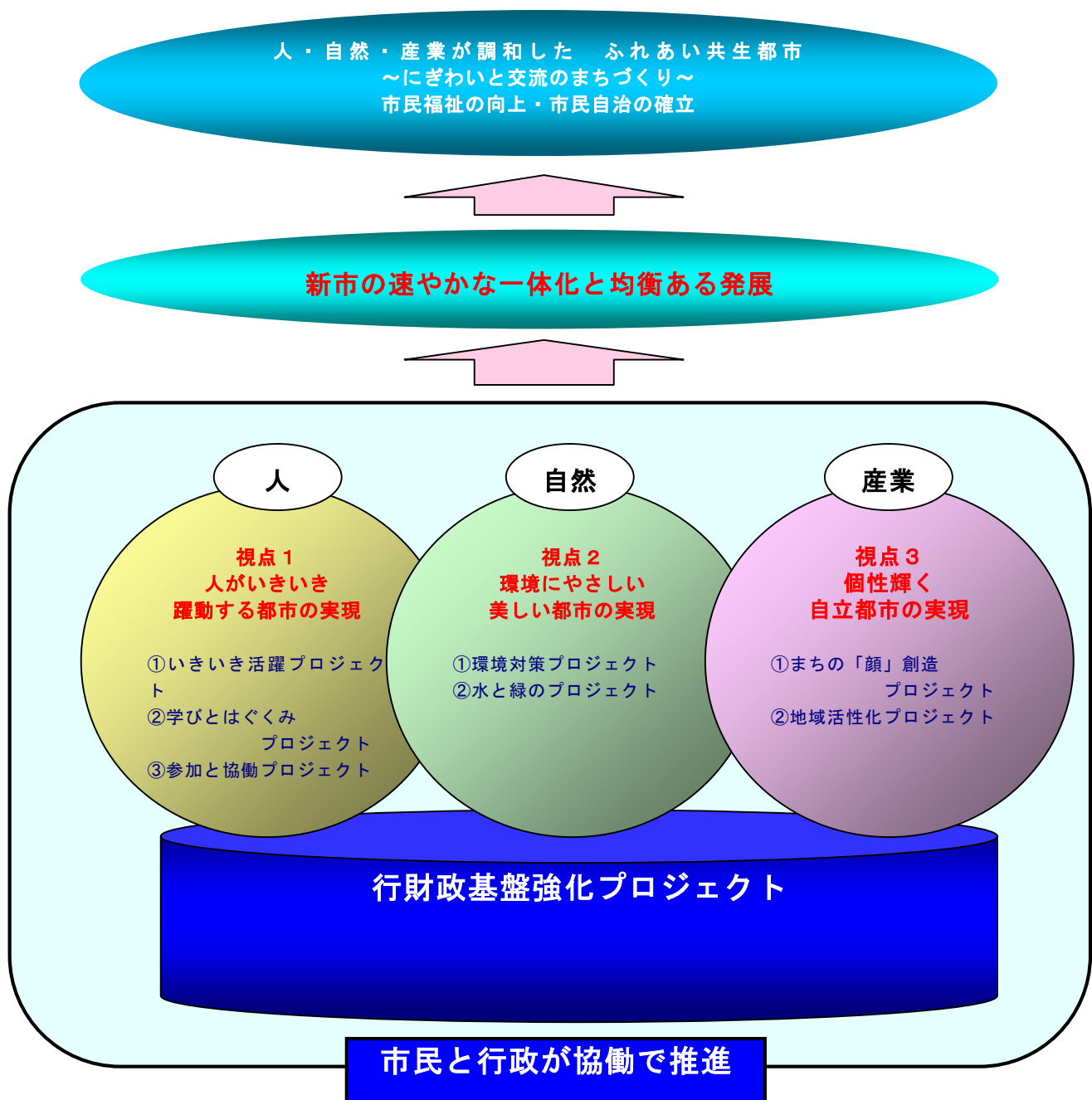
- ・アダプトプログラム※の導入
- ・市民活動支援制度の確立
- ・NPO活動などとの適切な連携
- ・人材バンクの創設・活用と地域リーダーとの連携

2 合併プロジェクト

新市においては、合併後の速やかな一体化と均衡ある発展とともに、合併特例債やスケールメリットによる削減効果などを最大限に活用し、新市の将来像である「人・自然・産業が調和した ふれあい共生都市」「にぎわいと交流のまちづくり」を目指します。

また、合併プロジェクトを優先的に実施することにより、地方分権時代に対応した個性輝く自立都市を実現するとともに、人々がいきいきと快適に暮らせるまちをつくり、市民福祉の向上と市民自治の確立を図ります。

合併プロジェクトは、市民と行政の協働により、「人・自然・産業」の調和に向けて、次の3つの視点によるプロジェクトと、これらを支える「行財政基盤強化プロジェクト」により実施していきます。



(1) 人がいきいき躍動する都市の実現

新市のまちづくりを支える市民一人ひとりがいきいきと活動する躍動感あふれるまちを創造します。高齢者、障害者、若者、子どもなどが、それぞれの活躍の場を持ち、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりを進めるほか、市民参加の仕組みを構築することにより、市民と行政の協働体制の確立を実現します。

①いきいき活躍プロジェクト

合併後 10 年以内に 65 歳以上の人が人口の 2 割以上を占めることが予想されることや、身体・知的・精神障害者においても手帳所持者が年々増加していることから、高齢者や障害者がまちづくりに関わる役割は、これまで以上に拡大していきます。

今後の社会全体を見据えたとき、高齢者や障害者の元気が地域の元気を生み出し、地域活性化など新市のまちづくりを支える大きな力の源となります。

高齢者や障害者が元気にいきいきと安心して暮らせる都市を目指して、保健医療福祉施設の整備を充実するとともに、ノーマライゼーション※やリハビリテーションの理念※の定着などを図り、高齢者や障害者がまちづくりに積極的に参加し、活躍できるまちを創造します。また、だれもが利用しやすい公共交通の充実を図るため、市内全域をネットワークする人と環境にやさしい循環バスの運行・充実を図ります。

事業名	事業概要
保健・医療・福祉拠点整備事業 ～健康第一！健康づくりの拠点整備～	高齢者や障害者の自立支援機能や市民の能力を生かすことができる教養文化施設機能等を兼ね備えた総合的な健康づくりを推進するための拠点施設を整備するとともに、他の関係機関とサービスや情報のネットワークを確立することにより、保健対策事業や健康づくり対策などのソフト事業を一層充実させ、市民が健康でいきいきと活動することができる場の充実を図ります。 さらに、小児救急医療をはじめとした救急医療体制や、小児医療の充実を図るため、「市立病院」と民間医療機関などとの連携により、総合的かつバランスのとれた医療体制を整備するとともに、「市立病院」については、利用者の利便に資する施設整備や、経営改善に向けた取組みを進めることにより、総合的な医療体制の強化を図ります。

高齢者いきいきライフ支援事業 ～新市の原動力！高齢者の活躍支援～	高齢者の心身の健康増進や生きがいづくりのため、参加しやすく楽しい総合的なスポーツ・文化行事を開催することにより、高齢者が多くの人とふれあう場の創出を図ります。 また、高齢者の豊かな経験や知識・技術、学習成果などをボランティア活動や地域の発展などに生かすため、人材バンクの創設・活用などにより、高齢者が能力を発揮し、積極的に社会活動に参加できるしくみの整備を図ります。 さらに、高齢者大学や高齢者大学院などの多様な学習機会を提供するほか、学習情報の提供、学習施設の整備充実などにより、高齢者の主体的な学習活動を奨励・促進する施策の充実を図ります。
人と環境にやさしい市内循環バス運行事業 ～便利で安心！循環バスでどこへでも～	主要公共施設などへの交通手段を確保するとともに、中心市街地へのアクセスを向上するため、市内をネットワークする循環バスの運行を図ります。また、バス車両の低床化・低公害化を推進し、だれもが利用しやすく、環境に配慮した運行を図ります。

②学びとはぐくみプロジェクト

未来を担う子どもたちが健康で元気に学べる環境整備や、若い世代が安心して子育てできる環境整備は、今後のまちづくりにおいて重要な課題です。

都会的な利便性に優れ、豊かな自然や心温まる地域社会の中で、安心して子育てのできる環境を整備充実させることにより、子どもたちを地域ではぐくむまちづくりを積極的に推進します。

事業名	事業概要
学習環境整備事業 ～校舎をリフォーム！安心・安全な学校の整備～	子どもたちが安全で快適に学習できる環境整備を図るため、耐震化をはじめとした学校施設の改修や緑化などを積極的に推進します。 また、ブロードバンド※方式による情報化の進展に対応するため、小・中学校の高速通信網の整備などによるＩＴ※環境の充実を図るとともに、学校・地域・家庭が連携し、特色ある学校づくりを推進します。
子育て支援推進事業 ～子どもすくすく！地域と家庭の協力で安心子育て～	子どもを安心して産み、健やかに育てることのできる環境を整備するため、ファミリーサポート※事業の充実を図るとともに、ボランティアやＮＰＯ※などとの連携による子育てを地域で支える仕組みづくりを進めます。 また、保育サービスを改善・強化するため、民間幼稚園との連携により、空き教室を保育所として活用するほか、時間外保育や一時保育を充実するなど、市民の様々な保育ニーズに対応することにより、子育て支援施策の充実を図ります。

③参加と協働プロジェクト

市民一人ひとりの主体的なまちづくりへの参加や、行財政改革を積極的に推進するためには、市民と行政との協働体制を構築することが不可欠です。

各地域において特色ある取り組みを進めてきた市民参加の方式を、新市においても継承・発展させるため、市民自治の確立に向けた新しい市民参加システムの構築や、その活動の拠点となる市民活動支援センターを設置するなど、すべての市民がいきいきと活躍することができる支援体制を確立します。

また、コミュニティ活動の中心となる組織として、区・自治会への情報提供や、施設整備への支援などを行うことにより、市民の交流やふれあいの促進、コミュニティ活動の活性化を図ります。

事業名	事業概要
参加と協働推進事業 ～市民と行政はパートナー！市民参加でまちづくり～	ボランティア活動やNPO活動に対する情報提供などの積極的な支援を行うとともに、地域審議会の設置や公募委員の導入など、市民参加に向けた積極的な取り組みを進めることにより、真のパートナーシップのための仕組みを構築します。 また、IT化の推進による行政情報の共有化などにより、市民に開かれた行政運営を推進します。
市民活動支援事業 ～市民活動のサポーター！コミュニティ活動の支援～	市民によるまちづくりの活動を支援する拠点施設として、既存施設などを有効活用し、だれもが気軽に利用できる市民活動支援センターの整備を図るほか、市民活動を支援するための制度の創設を図ります。 また、区・自治会、子ども会、老人クラブ、サークルなどのコミュニティ組織に対する情報の提供や、施設整備の支援などにより、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。

(2) 環境にやさしい美しい都市の実現

新市は、首都近郊でありながら、豊かな緑と美しい水に恵まれています。しかしながら、こうした環境は、多くの市民の理解と協力がなければ維持できない状況になっています。

新市においては、今まで培ってきた環境への取り組みや実績を生かし、環境先進都市として、地球温暖化やごみ問題などの環境問題に対処し、環境を保全・創造していくため、現在の社会経済システムをさらに見直し、ライフスタイルや事業活動を改め、循環型社会の構築を目指します。

また、各地域に点在する水と緑をネットワーク化することにより、河川空間を生かした親水性豊かな景観形成を図ります。

①環境対策プロジェクト

ごみの 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に基づき、大量消費・大量廃棄の考えを見直し、ごみの削減や、ごみを資源として活用する取り組みを充実・強化していきます。

そのため、市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて主体的に、そして協働して取り組みます。また、これまでに取り組んできたごみの減量化や環境美化などの環境対策については、より一層、充実・発展させるとともに、行政が率先して行動することで、環境への負荷の少ない持続的に発展可能な社会を目指します。

事業名	事業概要
ごみ減量化・資源化推進事業 ～ごみを削減！資源を大切に作るまちづくり～	ごみの減量化や資源化を推進するため、市民・事業者・行政が一体となった資源の分別の徹底と再利用に加え、「容器包装リサイクル法*」をはじめ各種リサイクル法に基づく資源化対策などに積極的に取り組むことにより、資源循環型都市の実現を図ります。
環境マネジメントシステム推進事業 ～ストップ温暖化！省エネ・省資源のまちづくり～	これまでの取り組みを踏まえ、新市としての環境目標を定め、環境保全のためのマネジメントシステムを構築します。 また、市民・事業者の環境問題への継続的な取り組みを促進するため、国際規格である ISO14001 の認証登録の支援や、環境意識の普及啓発などを積極的に推進します。

②水と緑のプロジェクト

新市は、多くの田畑や山林などの緑地を有しています。新市の自然環境を総合的に保全活用していくために、緑の供給機能、環境保全機能、防災機能などの諸機能を有する田畑や山林などの新市の資源を生かした環境整備を推進します。

また、田畑や山林の保全活用に加え、新市全域における積極的な緑化の推進や生物の生息しやすい河川・水路整備などによる近自然化、さらには、各地域に点在する水と緑をネットワーク化することで、より多くの市民が水と緑に親しめる環境整備を推進します。

事業名	事業概要
水と緑のネットワーク推進事業 ～四季を感じながら健康づくり！水と緑のネットワークの整備～	江戸川、大落古利根川などにおける豊かな水辺空間や、内牧地区などの緑地空間を活用して、遊歩道や緑道、自転車道、橋りょうの整備を行うことにより、新市全域の水と緑のネットワーク化や地域間交流の促進、市民の健康増進を図ります。
緑の保全・創造推進事業 ～貴重な自然を次の世代へ！憩いとふれあいの緑地空間づくり～	市民の憩いの場、ふれあいの場とともに、災害時の避難場所ともなる緑地空間を創出するため、自然や歴史を活用した大規模公園の整備を図ります。 また、水田や河川、雑木林などの自然景観を後世に継承するため、トラスト制度の実施やボランティアによる保全活動を支援するとともに、公共施設などの緑化を図ります。

(3) 個性輝く自立都市の実現

地方分権の時代は、「自己決定・自己責任」の原則のもと、自立する地域が互いの魅力を競い合う地域間競争の時代です。

新市は、各地域の個性がそれぞれに輝き、魅力を発揮することにより、より一層の都市格の向上を目指します。また、都市として自立するためには、自主財源を確保し、国からの地方交付税や補助金に依存しない財政基盤を確立することが不可欠であることから、交流人口や定住人口の増大を図るとともに、基幹産業や新たな産業の育成を展開し、魅力ある都市を実現します。

①まちの「顔」創造プロジェクト

新市は、首都近郊の都市として都会的なにぎわいを有している一方で、水と緑に恵まれ、農村的なゆとりや憩いが共存しています。こうした魅力を有している新市は、商業、観光、憩いという様々な「顔」を持っています。

こうした新市の「顔」を明確にすることにより、それぞれの役割分担による魅力ある都市を創造するため、春日部駅周辺、南桜井駅周辺のほか、各駅周辺の整備を重点的に進めます。

また、新市の一体化を促進するとともに、魅力的な交流の機会をつくるため、市民参加型の観光イベントの開催や、伝統行事への支援を図ります。

事業名	事業概要
春日部駅周辺整備事業 ～新市の顔！にぎわいと交流のまちづくり～	春日部駅周辺の東武伊勢崎線・野田線の連続立体交差化事業と連動して、内谷元町通り線や東西連絡道路などを整備することにより、駅を中心とした市街地の良好なまちづくりを推進し、新市の中心市街地として、また、玄関口としてふさわしい駅周辺地域のにぎわいの創出と活性化を図ります。
南桜井駅周辺整備事業 ～新市の顔！にぎわいと交流のまちづくり～	新市の中心市街地の一つである東武野田線南桜井駅へのアクセス道路※である駅前南線や駅前北線などの整備とともに、南北の駅前広場などの整備を進め、公共交通機関を利用した他地域との交流・連携の活発化を図ります。また、春日部駅から南桜井駅間の複線化を促進します。
各駅周辺整備事業 ～地域の顔！にぎわいと住みよさのまちづくり～	地域の生活拠点として重要な役割を持つ新市の各駅周辺について、都市基盤の整備や地域に密着した商業施設などの立地誘導を図ります。 特に東武伊勢崎線武里駅周辺については、東京方面からの南の玄関口として、商業機能の充実を図るほか、都市計画道路武里大枝線の整備を推進することにより、駅へのアクセス機能の向上や、交通の円滑化を図ります。 また、東武野田線豊春駅については、さいたま市と隣接する西の玄関口として、商業機能の充実を図るとともに、住環境の改善や、防災性の向上により、良好な住宅地の形成を図ります。

新市一体化促進事業 ～みんなで参加！魅力あるイベント・ま つりの開催～	市民参加型の観光イベントとして、大風呂あけ祭りや、 やったり踊り、神楽などの伝統行事を開催・支援すると ともに、新市の一体化を促進するため、市民参加の花火 大会など新たなイベントの開催などにより、市民に魅力 的な交流の機会を提供し、新市の一体化を促進します。
---	---

②地域活性化プロジェクト

新市においては、地域間競争の時代において特色あるまちづくりを展開するため、地域経済を支える産業や、交流人口を増やすための観光などの振興に加え、産業振興に不可欠な道路などの基盤整備を積極的に推進することにより、地域産業の育成と自主財源の確保を図り、魅力と活力のある都市の形成を図ります。また、市内をネットワーク化し、移動時間の短縮に効果のある幹線道路などを重点的に整備することにより、社会経済活動を支える円滑で安全な道路交通の実現を図ります。

事業名	事業概要
新産業エリア企業誘致促進事業 ～可能性を発掘！産業の振興で魅力と活力の都市づくり～	国道16号と国道4号バイパスが交差する庄和インター周辺について、交通の利便性を生かした商業・流通・工業などの施設の立地を誘導するとともに、産・学・官の協力により研究・開発・連携体制を確立し、魅力と活力ある都市の形成を図ります。
農業文化創造事業 ～地産地消！信頼・安心の農業の推進～	新市の資源の一つでもある農業を促進するため、企業的な経営体の育成や、新規就農者の育成、遊休農地の積極的な活用を図るほか、販路の拡大による生産の拡大を推進します。 また、農産物のブランド化を推進するとともに、「内牧産直の里」や「道の駅庄和」をはじめとする直売所を活用することにより、生産者と消費者の顔が見える地域型農業を推進します。 さらに、市民農園や観光農業を促進することにより、新市ならではの特色ある農業を推進し、農業を媒体とした交流の機会の創出と、新市の農業の活性化を図ります。
市内ネットワーク道路整備事業 ～新市をつなぐ！安全・快適・便利な道路～	市域における相互交流を深めるため、市内ネットワーク道路として、春日部・庄和間を結ぶ幹線道路の整備や、これを補完する道路整備を図るとともに、周辺市町との広域的な連携を図るための道路整備を推進します。 また、道路の整備に当たっては、透水性舗装や道路の緑化の推進により、環境に配慮したうるおいのある安全な道路環境を創出します。

(4) 行財政基盤強化プロジェクト

長年にわたる景気の低迷、国の三位一体の改革*の影響などにより、厳しい財政状況が続く中、高齢化の進展、価値観の多様化などにより、公共サービスに対する要望・ニーズは高度化かつ複雑化してきています。

ますます厳しくなっていく財政状況の中で、高度化・多様化するニーズに対応しながら、新しいまちづくりを進めていくためには、これまで以上に行政運営・基盤を強化していくことが不可欠となります。

このため、市民の声をもとに行政が取り組むべき課題を適切に把握するとともに、実施する施策について重点化を図るなど、新市のまちづくりを戦略的かつ効率的に進めるための行財政運営の確立を図ります。

また、「行財政基盤強化プロジェクト」は、市民と行政の協働により、行財政改革を推進することを目的として、次の3つの事業により推進します。

事業名	事業概要
行政経営システム強化事業	事務事業を効率的かつ効果的に推進するため、予算や職員の配分を、各事務事業の成果の点検・評価結果に基づいて実施するなど、行政評価*と予算査定・職員の定数管理を一体的に運用することにより、行政経営システムを確立するとともに、行政運営能力の強化を図ります。 また、新市における新たな課題や、市民が必要としている施策を早期に把握し、重点施策に生かしていくため、「地域マーケティング*」の実施により市民の意向を把握するなど、市民と行政の協働による行財政運営を推進します。
市民サービス強化事業	職員や事務経費（備品や物品の購入費・事務の委託料など）について、行財政改革の視点から削減を徹底するとともに、職員の配置については、市民サービス部門を充実するなど、合併による行財政効果を最大限に生かし、市民サービスの向上を図ります。 また、行政の高度化・効率化を図るため、指定管理者制度*の活用や、NPO・ボランティアとの連携などにより、業務内容に応じた適切な民間委託を推進するとともに、行政パートナー制度*の導入などにより、市民・行政の協働による行財政運営を推進します。
職員活性化推進事業	施策・事業の実施にあたり、意欲や能力のある職員を最大限に生かすため、目標管理制度などを基本とした人事考課制度*や、プロジェクトチーム制*を積極的に導入することにより、個人による事業の成果などを公正に評価し、職員のやる気を向上させるとともに、職場全体の活性化を図ります。 また、職員が高度化・複雑化する行政ニーズに適切に対応していくため、専門的な研修の実施などにより、行政のプロとしての能力向上を図ります。

第 7 章 県事業の推進

（ 県の役割・県が進める事業など ）

第7章 県事業の推進

1 県の役割

新市は、豊かな田園環境に恵まれるとともに、東武鉄道伊勢崎線や野田線などの鉄道網や、国道4号、4号バイパス、国道16号などの道路網の結節点として、県内において重要な位置を占めており、今後の発展が大きく期待されています。

また、新市は、埼玉県東部の拠点・地域の核となるとともに、高度な都市機能を有する業務核都市として首都圏の中においても重要な位置づけを担っています。

こうした中で、合併を契機として、地域の資源や地理的条件などを有効に活用しながら、特色あるまちづくりを進め、市民と行政の協働による市民自治の確立を図る必要があります。

埼玉県においては、「彩の国5か年計画21」におけるこの地域の発展に資する施策事業を踏まえ、県事業の重点実施により、新市の速やかな一体化と自立性の高い地域づくりを積極的に支援していきます。

2 県が主体となって進める施策・事業

(1) 東部地域振興ふれあい拠点施設の整備推進・業務核都市の育成整備の推進

新市との共同事業として、地域の特色や資源を生かした産業の振興に加え、地域住民の活動・交流を促進する複合拠点施設を民間の参画を得て整備します。

また、地域の特性を生かしながら、自立性の高い地域づくりを進める業務核都市の育成整備を図るため、基本構想の策定に努めます。

(2) 交通混雑を解消するための交差点の改良や鉄道との立体交差化の推進

交通渋滞を解消するための交差点改良や、新市が行う春日部駅周辺のまちづくりに合わせ、新市と協力しながら同駅付近の鉄道の連続立体交差化を進めるとともに、都市計画道路大場大枝線などの整備を進め、新市内における円滑な交通を確保します。また、交差点改良に当たっては、慢性的な交通渋滞箇所を重点化し、効果的な整備を推進します。

(3) 地域の発展を支える幹線道路網の整備推進

日常生活における円滑な道路交通を実現し、新市の一体性の速やかな確立と持続的な発展を支えるため、新市の基幹となる都市計画道路袋陣屋線（県道さいたま春日部線）及び県道西金野井春日部線などの整備を推進します。

(4) 安全で安心な道路交通環境づくり

交通事故の総合的な分析結果などに基づき、県道春日部菖蒲線などの歩道整備や自転車通行環境の整備、交差点改良、信号機の新設・改良などを推進します。なお、歩道の整備や交差点の改良、信号機の設置に当たっては、通学路や歩行者、自転車、自動車の交通量が多く、事故の危険性が高い箇所などを重点的に整備します。

(5) 氾濫を防ぐ治水対策の推進

床上浸水などから生命と財産を守るため、会之掘川や新方川などの治水施設の整備を推進します。

治水施設の整備に当たっては、生命・財産に重大な被害を生じる床上浸水の解消を目指し、床上浸水が生じた箇所や甚大な被害が発生した箇所などの重点的な整備を推進します。

(6) 県民の信頼に応える警察づくり

身近な犯罪や凶悪犯罪に対応するため、県民の信頼に応える警察機能の充実・強化に努めます。

3 県とともに国に働きかける施策・事業

(1) 広域幹線道路の整備要望

新市とその周辺地域との交流を活発にするとともに、広域ネットワークを形成する東埼玉道路（一般国道4号）の整備を要望します。また、国道4号バイパスの4車線化などを促進します。

(2) 水辺を生かした都市づくり

西金野井地区におけるまちづくり事業との共同事業により、洪水や大地震でも壊れることのない江戸川スーパー堤防の整備を要望します。

(3) 基幹となる河川の整備

新市は、利根川、江戸川など基幹となる河川の高堤防に囲まれた低平地に、多くの人口や資産が集中していることから、一度氾濫がおきると、甚大な被害が発生することが懸念されます。そのため、水害から生命・財産を守り、安全度を高めるために、首都圏外郭放水路の整備を要望します。

第 8 章 公共施設の適正配置

第8章 公共施設の適正配置

公共施設の統合・整備と適正配置については、市民生活の利便性の向上を最優先に考慮し、合併を機に急激な変化を及ぼさないように十分に配慮するものとします。

また、施設の新設や老朽施設の建て替えに当たっては、地域のバランスや特性、財政事情などを考慮しながら、最も効率的かつ望ましいと考えられる施設整備を計画的に進めます。なお、特に公共性の高い市庁舎や市民病院などの整備に当たっては、新市の地勢や今後の発展に加え、市民の利便性を最大限に考慮するものとします。

さらに、ITなどを積極的に活用し、各公共施設のネットワーク化を図ることによって、市民の利便性とサービス体制のより一層の向上を図ります。

なお、市民窓口サービスのより一層の向上を図るため、総合支所を設置するとともに、専門的な知識を持った職員を配置するなどにより高度なサービスの提供に努めます。

また、公共施設の適正配置と合わせて、合併の最大の効果である行財政改革の効果を最大限に発揮できるよう、本庁舎と総合支所の適正な役割分担を図るとともに、バランスの取れた簡素で効率的な組織機構の整備を目指します。

第 9 章 財政計画

第9章 財政計画

1 財政計画の意義

合併後のまちづくりを円滑に進めるためには、適正な財政計画に基づいて施策・事業を実行することが求められます。

財政計画は、新市における財政運営の指針として、平成17年度から平成32年度までの16年間について、歳入・歳出を推計しました。

2 基本方針

財政計画の策定に当たっては、合併効果（人件費の削減など）等を加味し、一般財源[※]の確保に努めるとともに、地方交付税や国・県支出金などについては、国や県の動向を踏まえ、適正に見積もり、新市において健全な財政運営が行われ、かつ、新市の財政力が高められるよう十分配慮するものとします。

3 前提条件

財政計画は、平成17年度から平成26年度までは実績値を用い、平成27年度から平成32年度までは、過去の実績や社会経済情勢、人口推移などを考慮して、普通会計ベースで推計します。

4 全体の傾向

合併後は、新市の均衡ある発展のため、普通交付税算定の特例（合併算定替）や、合併特例債を有効に活用して、社会基盤の整備や行政サービスの充実を図っています。

平成 28 年度以降は、合併算定替による増加分が 5 年間で段階的に縮減されることなどから、新市のさらなる発展に効果的な事業を慎重に見極め、健全な財政運営を維持していきます。

歳入

単位: 百万円

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
歳入総額	60,654	55,451	57,709	58,517	64,610	64,036	67,572	68,849	68,101	69,948	74,326	67,107	64,944	66,932	66,884	67,911
地方税	25,647	26,324	28,822	28,889	27,814	27,350	27,357	27,395	27,657	28,338	27,733	28,087	27,996	27,958	27,932	27,944
地方交付税	7,594	6,812	5,725	6,131	6,361	7,905	8,230	8,527	8,300	8,311	8,303	8,173	7,773	7,498	7,472	7,352
普通交付税	7,086	6,352	5,258	5,690	5,912	7,423	7,750	7,976	7,794	7,826	8,103	7,769	7,450	7,175	7,149	7,028
通常分	7,086	6,083	4,988	5,415	5,539	6,982	7,444	7,582	7,208	7,111	7,139	6,597	6,155	5,808	5,575	5,444
財政支援分	0	258	259	259	259	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併特例償還金分	0	0	0	4	45	114	238	328	521	652	902	1,114	1,254	1,327	1,535	1,546
合併推進償還金分	0	11	11	12	70	68	67	67	65	64	62	59	41	40	39	38
特別交付税	508	460	467	441	449	482	480	551	506	485	200	404	323	323	323	323
通常分	464	295	357	441	449	482	480	551	506	485	200	404	323	323	323	323
財政支援分	45	165	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	4,979	4,551	6,064	5,952	10,919	9,558	10,363	10,294	10,660	10,821	12,493	11,545	11,093	12,048	11,001	10,916
通常分	4,979	4,502	5,527	5,120	9,878	8,954	9,351	8,922	9,683	10,328	12,186	11,434	10,829	11,825	10,711	10,854
合併特例債事業分	0	48	537	832	1,042	605	1,012	1,372	978	493	307	111	264	224	290	62
県支出金	2,184	2,226	3,118	3,279	3,332	3,678	3,850	3,843	3,738	4,128	4,671	3,871	3,953	4,050	4,147	4,257
通常分	2,184	2,226	3,118	3,279	3,332	3,678	3,850	3,843	3,738	4,128	4,671	3,871	3,953	4,050	4,147	4,257
合併特例債事業分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	1,489	1,503	636	648	1,475	699	985	1,431	346	1,387	1,821	312	522	697	1,131	2,443
通常分	1,489	1,503	636	648	1,475	699	985	1,431	346	1,387	1,788	101	318	483	906	2,209
合併市町村振興基金分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	212	205	214	225	235
地方債	7,662	3,091	3,437	5,363	7,133	7,058	8,777	8,957	8,017	7,680	9,358	7,696	5,494	6,273	6,685	6,908
通常分	3,719	985	1,126	718	1,210	282	614	1,741	1,450	1,900	2,006	3,563	1,015	1,978	1,934	2,556
臨時財政対策債分	2,386	2,082	1,889	1,770	2,746	4,519	3,669	3,738	3,979	3,768	3,665	3,812	3,746	3,712	3,814	3,867
合併特例債分	0	24	422	2,875	3,177	1,308	3,449	2,908	2,494	1,917	3,592	227	571	583	936	485
合併推進債分	1,558	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併市町村振興基金造成分	0	0	0	0	0	950	1,045	570	95	95	95	95	162	0	0	0
その他	11,099	10,944	9,907	8,255	7,576	7,788	8,010	8,402	9,383	9,283	9,947	7,423	8,113	8,408	8,516	8,091

歳出

単位: 百万円

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
歳出総額	59,056	53,212	55,819	57,292	62,837	61,944	65,162	65,577	65,326	67,362	74,326	66,784	64,665	66,536	66,884	67,911
人件費	13,254	12,498	12,299	12,074	11,871	11,711	11,536	11,220	10,845	11,102	11,757	11,724	11,703	11,909	11,903	11,925
扶助費	8,188	8,772	9,466	9,676	10,228	14,118	15,667	15,532	16,153	17,240	17,176	17,686	17,963	18,294	18,752	19,182
公債費	8,519	8,599	8,288	7,862	7,845	7,555	7,201	6,966	6,886	6,516	6,449	6,497	6,683	6,662	7,251	7,228
一般分	8,519	8,578	8,216	7,759	7,599	7,212	6,734	6,373	6,018	5,461	5,002	4,786	4,773	4,649	4,943	4,905
合併特例償還金分	0	0	0	32	64	163	340	468	744	931	1,326	1,591	1,791	1,896	2,193	2,209
合併推進償還金分	0	20	72	71	183	180	127	126	124	123	121	120	118	117	116	114
物件費	9,829	8,962	9,038	8,669	9,236	8,885	8,993	9,226	9,363	10,209	11,815	10,312	10,312	10,312	10,312	10,312
維持補修費	568	641	617	596	632	635	765	745	807	869	857	844	857	853	851	854
補助費等	2,699	3,221	3,501	3,519	6,942	3,001	2,594	2,740	5,062	5,184	6,820	4,804	4,523	4,312	4,184	4,140
繰出金	7,448	7,271	6,642	7,181	7,838	8,369	7,593	7,602	6,123	7,634	7,369	7,505	7,685	7,882	8,097	8,330
積立金	1,039	78	190	876	223	3,286	3,741	2,885	1,809	576	106	102	334	142	201	2
通常分	1,039	78	190	876	223	2,286	2,638	2,282	1,707	471	5	2	164	142	201	2
合併市町村振興基金造成分	0	0	0	0	0	1,000	1,103	603	102	106	101	101	171	1	1	1
普通建設事業費	6,648	2,651	5,216	6,253	7,368	3,781	6,470	8,056	7,505	6,830	7,708	6,629	3,923	5,479	4,647	5,252
通常分	4,575	2,573	4,238	2,363	2,859	1,742	1,461	2,096	2,665	3,849	5,355	6,273	3,053	4,633	3,363	4,336
合併特例債事業分	0	78	979	3,890	4,509	2,039	5,009	5,960	4,839	2,982	2,353	355	871	846	1,284	916
合併推進債事業分	2,073	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	864	519	562	586	654	603	602	605	773	1,202	4,269	681	682	691	686	686

注) 歳入・歳出とも百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

5 合併による財政効果

新市では、スケールメリットを生かした事務の合理化により、人件費や事務経費などの歳出削減効果が現れています。

また普通交付税の算定においては、平成 27 年度までは、合併しなかった場合の春日部市と庄和町の合算額が適用されます（一般的に、複数の市町村が合併した場合、スケールメリットが働くため、旧市町村の合算額よりも普通交付税は減額となります。）。

さらに、合併後の新たなまちづくりには、社会基盤の整備などに多額の費用を要することから、合併特例法によって特例的な財政措置（合併特例債など）も講じられています。

新市では、こうした財政上のメリットを最大限に活用することにより、新市全体の行政サービスの向上を図っています。

（１）人件費の削減効果

約 226 億円の削減

①一般職員の人件費 約 201 億 4 千万円

春日部市と庄和町それぞれで組織していた総務や企画などの管理部門の職員、各行政委員会に従事する職員の削減が可能となったことなどにより、人件費が縮減され、一定の効果をえています。

今後も、「春日部市職員定員管理計画」などに基づく適正な定員管理の推進と、行政需要に適合した職員数を目指すことなどにより、16 年間で約 201 億 4 千万円の削減効果を見込んでいます。

②特別職の人件費 約 20 億 4 千万円

市・町長、助役、収入役、教育長や行政委員会の委員などの人数が減ることなどにより、16 年間で約 20 億 4 千万円の削減効果を見込んでいます。

③議会議員の報酬 約 3 億 9 千万円

議会議員は、春日部市と庄和町の合計 52 人から段階的に削減し、現在の 32 人となったことにより、16 年間で約 3 億 9 千万円の削減効果を見込んでいます。

（２）事務経費及び補助費などの削減効果

約 90 億円の削減

春日部市と庄和町における行政経費は、事務経費や補助費などを中心に、16 年間で約 89 億 9 千万円の削減効果を見込んでいます。

(3) 地方交付税による財政支援

約 119 億円の財政支援

合併に伴う特例的な措置などにより、16 年間で約 119 億円の財政支援を見込んでいます。

- ・普通交付税（平成 18 年度より 5 年間）・・・ 約 12.9 億円
- ・特別交付税（平成 17 年度より 3 年間）・・・ 約 3.2 億円
- ・合併特例債償還金分・・・・・・・・・・・・・・ 約 95.8 億円
- ・合併推進債償還金分・・・・・・・・・・・・・・ 約 7.1 億円

(4) 基盤整備等による地方税の税収増

約 35 億円の税収増

合併特例債を活用した社会基盤の整備などにより、新規法人の立地が進むことで、16 年間に約 35 億 3 千万円の税収増を見込んでいます。

合併による影響額

歳 入

単位: 百万円

区 分	計画期間 合計	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地方税	5,686	0	71	106	252	249	251	256	253	273	555	572	570	570	570	570	570
制度統一による影響	2,153	0	71	104	141	137	139	146	146	152	159	161	160	160	160	160	160
市町村民税法人税率	75	0	6	5	5	3	4	4	5	5	6	6	5	5	5	5	5
特定市街化区域農地	241	0	0	0	0	0	0	7	13	19	24	30	30	30	30	30	30
都市計画税	1,837	0	65	99	136	133	135	134	128	128	129	125	125	125	125	125	125
基盤整備等による影響	3,533	0	0	1	111	113	112	111	107	121	396	412	410	410	410	410	410
市町村民税法人分	600	0	0	0	22	22	22	22	22	30	73	66	64	64	64	64	64
固定資産税	2,933	0	0	1	89	90	89	88	85	91	323	346	346	346	346	346	346
地方交付税	11,906	45	434	380	275	374	441	305	394	586	716	963	1,173	1,295	1,367	1,574	1,584
普通交付税への財政支援	1,293	0	258	259	259	259	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別交付税への財政支援	320	45	165	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併特例債償還金分	9,580	0	0	0	4	45	114	238	328	521	652	902	1,114	1,254	1,327	1,535	1,546
合併推進債償還金分	714	0	11	11	12	70	68	67	67	65	64	62	59	41	40	39	38
国庫支出金(合併特例債事業分)	8,176	0	48	537	832	1,042	605	1,012	1,372	978	493	307	111	264	224	290	62
県支出金(合併特例債事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金(合併市町村振興基金分)	1,123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	212	205	214	225	235
地方債	29,632	1,558	24	422	2,875	3,177	2,258	4,494	3,478	2,589	2,012	3,687	322	733	583	936	485
合併特例債分	24,967	0	24	422	2,875	3,177	1,308	3,449	2,908	2,494	1,917	3,592	227	571	583	936	485
合併推進債分	1,558	1,558	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併市町村振興基金造成分	3,107	0	0	0	0	0	950	1,045	570	95	95	95	95	162	0	0	0
合 計	56,523	1,602	577	1,444	4,233	4,842	3,554	6,068	5,497	4,425	3,776	5,563	2,387	3,067	2,958	3,594	2,935

歳 出

単位: 百万円

区 分	計画期間 合計	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	▲ 22,565	▲ 83	▲ 785	▲ 961	▲ 1,141	▲ 1,323	▲ 1,550	▲ 1,584	▲ 1,834	▲ 2,222	▲ 1,365	▲ 1,692	▲ 1,699	▲ 1,709	▲ 1,514	▲ 1,519	▲ 1,585
一般職	▲ 20,140	0	▲ 616	▲ 797	▲ 956	▲ 1,119	▲ 1,309	▲ 1,470	▲ 1,660	▲ 2,037	▲ 1,206	▲ 1,563	▲ 1,575	▲ 1,585	▲ 1,390	▲ 1,395	▲ 1,461
特別職、議会議員	▲ 2,426	▲ 83	▲ 168	▲ 164	▲ 185	▲ 204	▲ 240	▲ 114	▲ 174	▲ 184	▲ 159	▲ 129	▲ 124	▲ 124	▲ 124	▲ 124	▲ 124
公債費	15,481	0	20	72	103	246	343	468	594	869	1,054	1,447	1,711	1,910	2,013	2,308	2,323
合併特例債償還金分	13,749	0	0	0	32	64	163	340	468	744	931	1,326	1,591	1,791	1,896	2,193	2,209
合併推進債償還金分	1,733	0	20	72	71	183	180	127	126	124	123	121	120	118	117	116	114
普通建設事業費	38,983	2,073	78	979	3,890	4,509	2,039	5,009	5,960	4,839	2,982	2,353	355	871	846	1,284	916
合併特例債事業分	36,910	0	78	979	3,890	4,509	2,039	5,009	5,960	4,839	2,982	2,353	355	871	846	1,284	916
合併推進債事業分	2,073	2,073	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件費(効率化による削減)	▲ 7,276	0	▲ 340	▲ 406	▲ 520	▲ 430	▲ 353	▲ 416	▲ 496	▲ 513	▲ 527	▲ 610	▲ 533	▲ 533	▲ 533	▲ 533	▲ 533
維持補修費	76	0	0	0	4	15	7	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
補助費等(効率化による削減)	▲ 1,789	0	▲ 61	▲ 114	▲ 110	▲ 93	▲ 88	▲ 99	▲ 106	▲ 105	▲ 155	▲ 203	▲ 143	▲ 135	▲ 129	▲ 125	▲ 124
合 計	22,909	1,990	▲ 1,088	▲ 431	2,226	2,925	399	3,382	4,122	2,873	1,993	1,299	▲ 304	409	689	1,421	1,003

注) 歳入・歳出とも百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

参考：各項目の前提条件

(1) 歳入

① 地方税

過去の実績や社会経済情勢、人口推移などを考慮して推計しています。

② 地方交付税

平成 28 年度以降は、普通交付税の算定の特例（合併算定替）による増加分が段階的に縮減されることや、地方税収（基準財政収入額）の増減に伴う影響を考慮して推計しています。

③ 国・県支出金

過去の実績を踏まえた上で、扶助費と普通建設事業費の額に連動して推計しています。

また、合併特例債事業に対する補助も見込んで推計しています。

④ 地方債

平成 29 年度までに地域振興基金分約 31 億 1 千万円、平成 32 年度までに合併特例債事業分として約 249 億 7 千万円を事業計画に基づいて起債するものとしています。

また、その他の普通建設事業の財源とする地方債の発行も見込んでいます。

(2) 歳出

① 人件費

「春日部市職員定員管理計画」などにに基づき推計しています。

② 扶助費

少子・高齢化の進行により、老人福祉費などの扶助費は、今後も増加するものと想定して推計しています。

③ 公債費

既発債の償還予定額に、今後発行が予定される地方債の償還見込額を加算して推計しています。

④ 物件費

過去の実績等により推計しています。

⑤ 維持補修費

過去の実績等により推計しています。

⑥ 補助費等

過去の実績等により推計しています。

⑦ 繰出金

過去の実績等により推計しています。

⑧ 普通建設事業費

新市建設計画に基づく合併特例債事業やその他の普通建設事業を積上げて推計しています。

用語の解説

	用 語	解 説
【A-Z】	CATV	有線テレビともいい、高速通信が可能な専用のケーブルを使い、テレビ放送や各種情報を受信機に送る方法をいいます。
	I T	コンピュータを使った情報技術のことをいいます。ハード(外の機械の部分)、ソフト(ハードの中で動くプログラムの部分)、通信方法などのすべてを含みます。
	ISO14001	I S Oは、国際標準化機構の略称で世界共通の規格や基準を定める機関のことです。I S O 1 4 0 0 1とは、その機関が定めた環境管理に関する規格で、多くの企業や自治体が、この規格により環境にやさしい事業活動を実践しています。
	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。
【あ行】	アクセス道路	他の道路や建物などの目的地に接近・到着するための道路をいいます。
	アダプトプログラム (里親制度)	まちを市民の子どもに見立て、道路や公園などの公共施設について、市民がボランティアにより維持・運営(世話)を行う制度をいいます。
	一次医療	病気にかかった時、最初に接する医療をいいます。
	一般財源	歳入のうち、税などのように用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税などが一般財源として扱われます。
【か行】	介護保険事業計画	ねたきりや痴呆性高齢者などが介護を必要とするときに、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できるよう、介護保険法により定められた計画をいいます。
	合併市町村振興基金	合併後の新市町村が、地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興などのために設ける基金をいいます。
	合併特例債	合併後に行う建設事業に必要な費用に充てるため、有利な条件で発行できる地方債(借入金)をいいます。対象となる事業費の概ね95%まで借り入れでき、返済金の70%は、後年度において普通交付税として交付されます。
	観光農業	通常の農業と観光を組み合わせにより一層の農業の振興を図ろうとする取り組みをいいます。例えば、地元の農産物を販売する「青空市場」の実施や、果樹園の観光農園化などがあります。
	義務的経費	人件費(職員の給与など)、扶助費(福祉に関する経費)、公債費(借入金の償還に充てられる経費)のように、その性質から簡単に削減することができない経費をいいます。

	用 語	解 説
【か行】	行政パートナー制度	市役所の受付窓口サービスや、公民館の業務などについて、行政と市民が協働で行政サービスを担っていくことを目的とした制度をいいます。
	行政評価制度	行政が行っている様々な活動を一定の基準・視点にしたがって評価し、その結果を改善に結びつける手法・制度をいいます。
	業務核都市	首都圏の中核となる都市として、事務所、営業所などの業務施設を集積させるべき都市をいいます。現在県内では、さいたま市、熊谷市、川越市、春日部市、越谷市などが、また、首都圏では、成田市、千葉市、八王子市、立川市、横浜市、川崎市などが位置付けられています。
	経常収支比率	人件費（職員の給与など）や扶助費（福祉に関する経費）、公債費（借入金の償還に充てられる経費）などの義務的経費が、地方税・地方交付税などの使いみちが自由な財源に占める割合をいいます。この率が低いほど、独自の政策的な予算が多く、新たな施策・事業を行うこともできます。
	広域幹線道路	高速自動車道や国道など、複数の県や市、生活・経済圏を連絡する道路をいいます。
	広域連携拠点	地域の中心となる都市のうち、特に都市としての諸機能（業務、商業、文化、居住などの機能）が集積され、全国的にも広域的な連携・交流の要となる都市をいいます。
	公債費	借り入れた地方債（借入金）の元金や利子などについて、その返済に充てられる経費をいいます。
	公債費負担比率	地方公共団体が借り入れた地方債（借入金）などについて、その元金や利子の返済に充てられた額の一般財源の総額に対する割合をいいます。この率が高いほど、地方公共団体が自由に使えるお金が少ないことになります。
	高度医療	医療において、より優れた治療効果をもたらすため、高度な医療技術と医療設備を駆使して行う医療をいいます。
	交流人口	通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として、市外からその地域に入ってくる人の数をいいます。
	こども110番	子どもたちに関わる事件の未然防止を図るための取り組みの一つをいいます。具体的には、児童・生徒が、見知らぬ人から声をかけられたり、つきまとわれるなど身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難所として「こども110番の家」を設置するというものです。
	コミュニティビジネス	住民主体の地域に密着した小事業をいいます。高齢者向け配食サービスからまちおこし事業までその内容は多岐に渡ります。

	用 語	解 説
【さ行】	財政構造の硬直化	人件費や扶助費(福祉に関する経費)・公債費(地方債などの元金や利子などについて、その償還に充てられる経費)などの経常的支出が増え、自由に使える経費が減少していくことによって、地方公共団体の運営が財政的に余裕が無くなっていく状態をいいます。
	財政調整基金	天災や経済不況などによる予定外の支出や収入不足に備えて積み立てられる基金をいいます。
	財政力指数	地方交付税の算定に用いる基準財政収入額(基準となる収入額)を基準財政需要額(基準となる需要額)で除した数値で、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。財政力指数は、1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされます。 平成15年度では、春日部市が0.748、庄和町が0.540となっています。
	埼玉県分権推進計画	県から市町村への分権を進めることを目的として、平成11年3月に策定された計画です。主な内容は、県から市町村への権限移譲の推進、市町村の行政体制の整備と県の支援などです。
	彩の国5か年計画21	埼玉県が進める「環境・安心・元気プラン」の効率的な実現を図るための総合計画です。主な内容は、行財政改革や地方分権の実行、県民をはじめ、NPOや民間企業などとの連携、男女共同参画社会の実現などで、計画期間は、平成14年度から平成18年度までとなっています。
	彩の国中核都市	「埼玉県分権推進計画」(別掲参照)に基づき、埼玉県が進めるモデル市町村制度により指定される都市の一つです。具体的には、人口20万人以上の市を対象に、保健所関係事務を除き、中核市に準じた権限が移譲されます。平成12年度には、春日部市が指定されています。
	彩の国モデルタウン	「埼玉県分権推進計画」(別掲参照)に基づき、埼玉県が進めるモデル市町村制度により指定される都市の一つです。具体的には、人口2万人以上の町を対象に、市に準じた事務が移譲されます。平成11年度には、庄和町が指定されています。
	産業の空洞化	国内の企業が海外に進出することによって、国内の産業がおとろえ、仕事が減る状態をいいます。
	三位一体の改革	財政の面から地方分権を進めるため、国から地方への補助金を減らし、国から地方へ税源を移すこと、国から地方への交付税を見直すことを同時に進めようとするものです。
	市街化区域	都市計画法による都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。
	市街化調整区域	都市計画法による都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいいます。
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源をいいます。主に、市町村税、使用料、手数料などがあります。

	用 語	解 説
【さ行】	指定管理者制度	公の施設の管理を民間（営利企業やNPOなど）に行わせることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度をいいます。
	児童センター	児童の健全育成を目的とする児童厚生施設の一つをいいます。この施設は、児童が自由に遊び、話し合い、多くの仲間とふれあう中で、自己をのびし楽しく過ごすことなどを目的としています。
	市民農園	サラリーマンなどの農業者以外の人々が、野菜や花などを育てるために整備された農園をいいます。遊休農地などが活用されます。
	首都圏外郭放水路	古利根川から江戸川までの河川間を結び、流域の浸水被害の解消を図るために建設された全長約6.3kmの地下放水路です。
	首都圏基本計画	首都圏の整備に関し、国が策定する基本的・総合的な計画です。おおよそ10年から15年毎に策定しており、現行の第5次基本計画は平成11年に決定されました。
	首都圏整備計画	国の第5次首都圏基本計画を基本とした宅地、道路、鉄道、公園、上・下水道などの施設の整備計画をいいます。現在の計画期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間です。
	循環型社会	廃棄物などの発生を抑えるとともに、廃棄物などを資源として利用するなどにより、天然資源の消費を抑えて環境への悪影響ができる限かぎり低減した社会をいいます。
	生涯学習	個人の自由な意思に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくことをいいます。
	人材バンク	専門知識や特殊技能などを持つ人材を登録し、必要に応じて派遣する制度をいいます。
	人事考課制度	適正な人材評価により、個人の努力と成果に報いることを目的とした制度をいいます。
	新市まちづくり住民会議	平成15年度の春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町の合併協議に伴い、生活者の視点からの意見を提案するために組織された住民組織です。住民会議では、新市の未来像や進めてほしい施策事業などを「新市まちづくり構想」として取りまとめました。
	ステーション方式	家庭ごみなどを収集する方式の一つで、複数の家庭（発生源）のごみを1か所（ステーション）にまとめて収集する方式をいいます。
	生活習慣病	主に食生活、運動習慣などの日ごろの生活習慣から引き起こされるさまざまな病気のことをいいます。
	総合支所	従来の市役所や町役場に準じた総合的な市民サービスを行う支所をいいます。
	総合振興計画	自治体の全ての計画の基本となる計画です。この計画に基づいて、福祉・環境・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野にわたる事務事業が進められます。

	用 語	解 説
【た行】	第1次産業	自然に働きかけて材料の製造を行う産業をいいます。例えば、農業、林業、牧畜、漁業、狩猟があります。
	第2次産業	材料を加工して工業製品をつくる産業をいいます。例えば、製造業、建設業、鉱業、工業があります。
	第3次産業	第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業をいいます。情報・知識を集約する点に特徴があり、例えば、金融業、流通業、飲食業、運輸業、通信業があります。
	ダイオキシン類	有機塩素化合物の一つで、コプラナーPCBなどの有害な物質を含めてダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は極めて毒性が強く、身体に悪影響があるといわれています。
	ダストボックス	ごみの散乱防止や環境美化を図るため、燃えるごみの集積所に設置されるごみの集積庫をいいます。
	地域FM(コミュニティFM)	市町村の一部の地域において、開局している放送局をいいます。主な内容は、地域の特色を生かした番組や、急を要する情報の提供などで、地域に密着した情報の発信拠点としての役割が期待されています。
	地域審議会	地域振興に係る市民の提案などを施策に反映させるために、旧市町村の区域を単位として設けられる審議機関をいいます。主な役割は、合併市町村の施策に関して意見を述べることなどがあります。
	地域振興ふれあい拠点施設	「彩の国5か年計画21」に位置付けられた施設で、地域の特色などを生かした産業の振興に加え、地域住民の活動・交流を促進するための拠点となる複合施設をいいます。
	地域マーケティング	市民の意見や要望を市の施策に反映させるため、アンケートなどにより、市民の意向を把握することをいいます。
	地産地消	地元で生産した農産物を、地元で消費することをいいます。
	地方交付税	地方交付税には、地方公共団体が等しく事務が遂行できるように、一定の基準により交付する普通交付税と災害復旧などの特殊事情に応じて交付する特別交付税があります。
	地方分権	国に集中している権限や財源を県や市町村に移し、市民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすることをいいます。国では平成7年に「地方分権推進法」を定め、地方分権に向けた取り組みを進めています。
	中核市	規模が比較的大きな都市（人口30万人以上）について、その事務権限を強化し、市民に身近な行政を行うことができるようにするために指定された都市をいいます。平成15年度現在、全国で35都市が指定を受けており、近隣では川越市、船橋市、相模原市、横須賀市、宇都宮市などが指定されています。
	長期債務残高	地方公共団体が借り入れた地方債（借入金）の残高をいいます。
	積立金現在残高	年度間の財源の変動に対応するために積み立てられた基金（財政調整基金）や特定の事業（目的）のために積み立てられた基金（特定目的基金）の残高をいいます。

	用 語	解 説
【た行】	定住人口	他市町へ転出（引越し）することなく、その地域にとどまり生計を営んでいる市民の数をいいます。
	データベース化	膨大な情報をコンピュータなどを利用して管理し、必要なときに必要な情報をすばやく取り出せるようにすることをいいます。
	鉄道の連続立体交差化	鉄道を高架化又は地下化することにより、道路と鉄道を連続的に立体交差化する都市計画事業をいいます。
	電子入札	入札に関する一連の事務の全てを電子情報通信により行う入札方法をいいます。
	東京外かく環状道路	東京都心から約15kmの圏域を結ぶ環状道路です。現在、三郷市の常磐道三郷ジャンクションと東京都練馬区の関越道大泉ジャンクション間の約30kmが開通しています。
	投資的経費	道路や建物などの建設事業費や用地の購入費など、将来に残るものに支出される経費をいいます。例えば、道路、橋りょう、学校、庁舎の建設費などがこれに当たります。
	東部中央都市連絡協議会	岩槻市、春日部市、蓮田市、宮代町、白岡町、杉戸町、庄和町の7市町で構成する協議会です。「圏域における住民の生活環境の向上と調和のとれた地域の発展を目指すことを目的」に設立され、公共施設の相互利用などを実施しています。
	都市格	経済力をベースに、文化、快適性、生活環境、景観、市民意識など多様な要素から構成される都市の総合的な魅力度をいいます。
	都市型農業	食糧を供給する機能だけでなく、都市に求められる緑の供給機能、都市空間機能、環境保全機能、防災機能などのさまざまな機能を果たす農業をいいます。
	都市計画道路	文化的な都市生活と機能的な都市活動が十分確保されるよう、都市計画法に基づいて計画決定した道路をいいます。
【な行】	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、経済的、社会的な条件から、今後も農業の振興を図ることが必要とされる地域をいいます。
	ノーマライゼーション	高齢者や障害者その他すべての人々が、社会の中で同じように生活し、活動することが、本来の社会のあるべき姿であるという考え方をいいます。
【は行】	バリアフリー化	高齢者や障害者の生活や活動に不便な障害（バリア）をなくし、安心して暮らせる環境をつくることをいいます。例えば、階段のかわりにスロープ（緩やかな坂）を付けたり、エレベーターやエスカレーターを設置するなどの方法があります。
	ビオトープ	ドイツ語の「Bio（生物）」と「Tope（場所）」を合わせた言葉で、野生生物の生息空間をいいます。
	東埼玉道路	八潮市内の東京外かく環状道路を起点として、草加市、越谷市、吉川市、松伏町を経て、庄和インターチェンジに接続する総延長17.6kmの自動車専用道路です。
	ファミリーサポート	育児について会員同士が助け合う取り組みなど、子育てを支援する事業をいいます。

	用 語	解 説
【は行】	扶助費	福祉関連の法令に基づいて、福祉サービスを受ける者（被扶助者）に支出する経費をいいます。
	普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎などの公共施設の建設や、その用地の取得のために使われる経費をいいます。
	ブロードバンド	映像や大量の情報をやりとりできる高速のインターネット接続方法をいいます。
	プロジェクトチーム制	組織内の一定の目的を効率的に達成するため、関係する事案について専門知識や意欲のある者が集まり、総合的・横断的な連絡調整や、取組みを行う制度をいいます。
	補助費	国・県等への負担金や、各種団体等に交付する補助金などをいいます。
【ま行】	マスタープラン	まちづくりなどの基本的な方針を定めた計画をいいます。例えば、都市計画マスタープランは、都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものです。
	水と緑のネットワーク	自然景観の残る緑地や河川沿い、屋敷林などの豊かな自然空間を活用して、遊歩道や緑道の整備・維持管理を行い、それらをつなぐことによって、より多くの住民に自然に親しむ機会を提供していくための事業です。
	道の駅	一般道において、道路利用者を対象とした休憩機能、道路利用者と地域住民のための情報交流機能、活力ある地域づくりを行うための地域の連携機能の3つの要素を果たすものとして国が指定する施設をいいます。
	緑のトラスト制度	優れた自然や歴史的環境を守るために、基金を募って保存・管理・公開を行う制度をいいます。
	民生委員・児童委員	市の推薦により国が委嘱する委員で、援助や保護が必要な人・児童への情報提供や相談などを行うほか、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力を職務とします。
【や行】	遊休農地	過去1年間以上の間、農地として有効利用されていない耕作放棄地や不耕作地などをいいます。
	友好都市	文化交流や親善を目的として、相互に理解を深めるために結びついた都市と都市をいいます。
	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者を含むすべての人々が不自由なく使えるように、製品や建物、空間を始めからデザインすることをいいます。
	容器包装リサイクル法	ごみの約60%を占めている容器包装廃棄物の減量化を図り、リサイクルを推進するため、平成9年4月に制定された法律です。

	用 語	解 説
【ら行】	ライフスタイル	個人の生活様式、生活スタイルをいいます。
	リサイクル	「再生」のことで、資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料とし、再生して利用することをいいます。
	リデュース	「抑制」のことで、廃棄物をリユース（再利用）、リサイクル（再生）する以前に、ごみの発生自体を抑制することをいいます。
	リハビリテーションの理念	医学的技術等を用いて身体の機能回復を行うような狭い意味ではなく、人権の視点に立ち、可能な限り障害者の自立と社会参加を促進する考え方をいいます。
	リユース	「再利用」のことで、一度使った物をすぐにごみにするのではなく、他人に提供したり、修理してもう一度使うことで資源を有効利用することをいいます。
	臨時財政対策債	地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債です。国が地方財政の大幅な財源不足に対処するため、平成13年度から発行を許可しているものです。



春日部市

春日部市・庄和町合併協議会

〒344-0192 埼玉県北葛飾郡庄和町金崎 839-1（庄和町役場内）

TEL 048-746-1313 Fax 048-746-3730

ホームページ <http://www.town.showa.saitama.jp/gappeikyo/>

春日部市 総合政策部 政策課

〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目 2 番地

TEL 048-736-1111 Fax 048-734-2593

ホームページ <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>